
徳島県道路啓開作業実施手順書

（南海トラフ地震対策編）

令和6年6月版

徳島県道路啓開計画策定等協議会

1. 徳島県道路啓開作業実施手順書の概要	1
1.1 実施手順書の目的	1
1.2 徳島県道路啓開計画の要旨	2
1.3 実施手順書の使用対象者	5
1.4 基本的な実施手順フロー	6
2. 実施手順書の構成	7
2.1 実施手順書の記載構成	7
3. 道路啓開作業実施手順	8
3.1 事前準備	8
3.1.1 徳島県道路啓開計画の内容把握等	8
3.1.2 関係機関との連携による体制の確保	8
3.1.3 緊急通行車両等の事前届出	9
3.1.4 落橋に備えた河川協議の実施	14
3.1.5 資機材の準備、配置	16
3.1.6 燃料、食料、人材の調達	17
3.1.7 道路啓開訓練の実施	18
3.2 災害対策基本法に基づく車両移動	20
3.2.1 災害対策基本法に基づく区間指定	20
3.2.2 災害対策基本法に基づく車両の移動に際して必要となる身分証明書の事前発行と保管	27
3.3 被災状況把握・情報共有体制	28
3.4 支援準備要請(出動可能体制の把握)	36
3.5 支援要請	38
3.6 道路啓開作業の実施	39
3.6.1 道路啓開作業の開始	39
3.6.2 道路啓開作業の班編制	42
3.6.3 労働災害や第三者被害への対応	43
3.6.4 幅員確保	44
3.6.5 ガレキ・崩壊土砂・倒木の除去	45
3.6.6 放置車両の移動	46
3.6.7 段差解消(すり付け)	48
3.6.8 橋梁の緊急点検・応急復旧	50
3.6.9 災害廃棄物処理	52
3.6.10 主な課題に対する各種取扱方法	54
(1) 人命	54
(2) 貴重品等	59
(3) 放置車両(ハイブリッド車、電気自動車等)	61
(4) 電柱・電線類	63

(5) ガス・水道	67
(6) 危険物	71
3. 7 報告・連絡・共有	72
3. 8 道路啓開作業の終了	73
4. おわりに	74

1. 徳島県道路啓開作業実施手順書の概要

1. 1 実施手順書の目的

徳島県道路啓開作業実施手順書（以下、実施手順書）は、南海トラフ地震発生後の初動対応の中で、迅速かつ効率的に道路啓開作業を行うにあたり必要となる手順等を取りまとめたものである。

なお、あくまで、道路啓開作業前や作業中に、人命に関わる事態等に遭遇した場合は、人命救助を最優先するものとする。

平成23年3月11日 午後2時46分に発生した東日本大震災の際には、「くしの歯作戦」に基づき、道路啓開が地元の建設業者を中心に迅速に進められたことにより、早期の緊急輸送体制が確保でき、後の災害復旧に大きく寄与した。

一方で、地元の建設業者の多くは、自らも被災し、通信手段が長時間遮断される等困難な状況の中で作業にあたっている。

道路啓開作業の際にも、人命や貴重品の取扱、通信手段・資機材・燃料の確保、災害廃棄物の処理、橋梁等の重要構造物の応急復旧対応等、様々な対応において課題が明らかとなっている。

実施手順書では、道路啓開作業を行うにあたり、必要となる手順等を整理するとともに、東日本大震災での経験を踏まえた課題や対応事例も合わせて示している。これにより、標準的な作業手順・留意点を事前に認識いただき、実際の道路啓開作業における一助となるものと考えている。

1. 2 徳島県道路啓開計画の要旨

1) 対象とする災害と被害

本計画は、南海トラフ沿いで発生すると想定される南海トラフ地震による大規模災害を対象とする。

2) 計画を適用する地震規模

本計画は、南海トラフ沿いで発生すると想定される南海トラフ地震発生時、徳島県内で「震度6弱以上」の地震が発生、または、「大津波警報」が発表された場合に適用する。

3) 地震発生時の初動

南海トラフ地震発生直後は、通信回線の途絶や停電等により情報通信機器が使用できなくなるなどの混乱が予測されるため、道路啓開作業への着手は準備が整い次第、自動的に着手することを基本とする。

なお、津波浸水想定区域においては、津波警報解除後に道路啓開作業に着手するものとする。

4) 道路啓開の対象道路

道路啓開の対象道路は、徳島県地域防災計画に基づく、1次、2次、3次緊急輸送道路とし、そのうち災害拠点病院、警察、消防、役場等の防災活動拠点と直接接続する道路を重要施設アクセス道路とする。

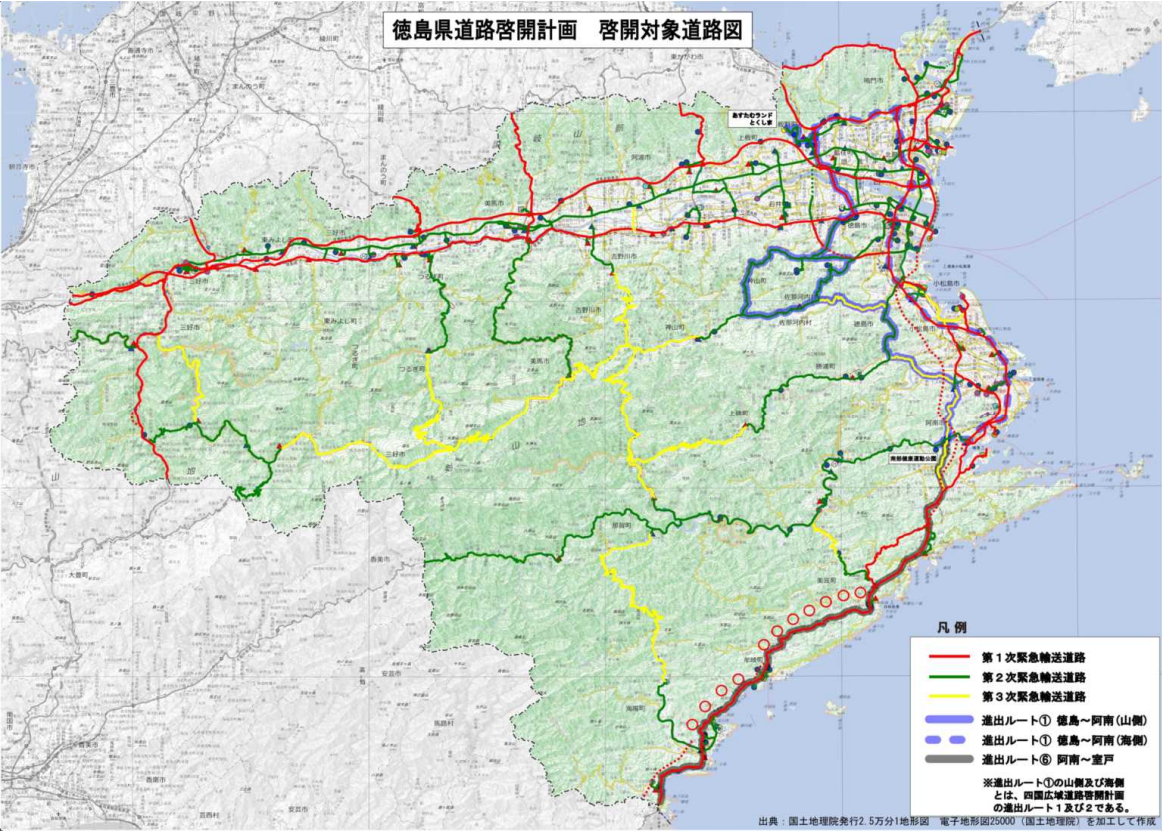


図 徳島県道路啓開計画 啓開対象道路図

5) 優先するルート

対象道路のうち、「四国広域道路啓開計画」で定める「進出ルート」の道路啓開を優先的に
行うものとする。

- ・ ルート①：徳島～阿南
（進出ルート山側：県道1号線等、進出ルート海側：国道11号、国道55号）
- ・ ルート③：高知～室戸～阿南（国道55号等）

6) 道路啓開の目標

道路啓開の目標は、「四国広域道路啓開計画」を踏まえ、以下のとおりとする。

- ・ 広域移動ルートの概ねの啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24時間
高速道路又は直轄国道により構成されるルート。
ルート①徳島～阿南間の進出ルート山側及び海側の道路。
- ・ 重要施設アクセス道路の概ねの啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24時間
災害拠点病院、警察、消防、役場等の防災活動拠点の
重要施設と直接接続する道路。
- ・ 被害が甚大な被災地内ルートの概ねの啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72時間
上記を除く啓開対象道路。

7) 支援要請等連絡系統

道路啓開にあたっての支援要請、状況報告、情報共有等の連絡系統は、以下のとおりとする。

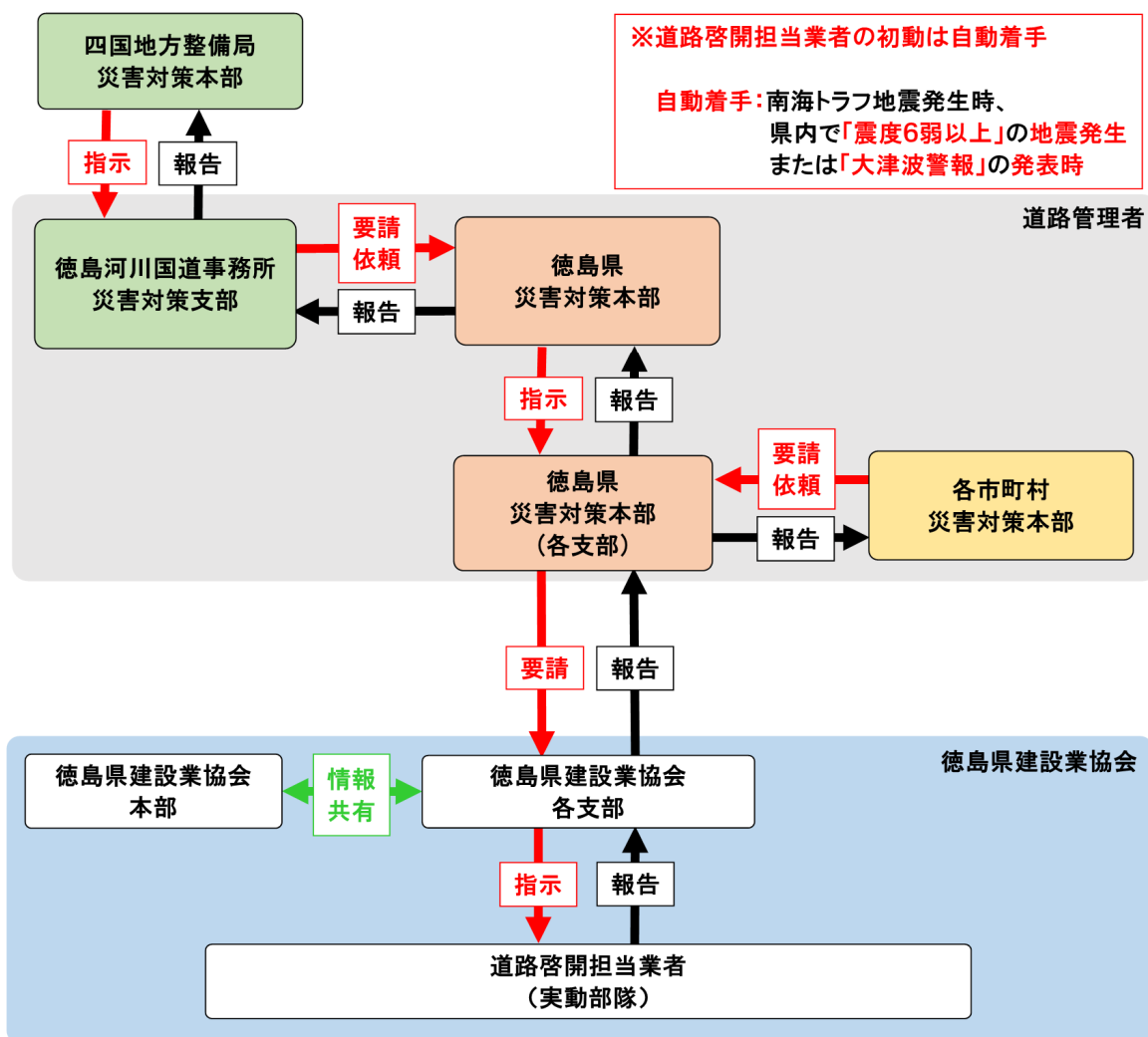


図 支援要請等連絡系統図

- ※ 国・市町村が管理する道路啓開の対象道路の要請については、徳島県災害対策本部・各支部を経由して、徳島県建設業協会の各支部に連絡を行うこととし、各道路管理者が要請したものと見なす。
- ※ 道路啓開作業に要した費用や損害については、それぞれの道路管理者が負担するものとする。

1. 3 実施手順書の使用対象者

実施手順書は、道路啓開作業にかかわる全ての関係者が事前に内容を認識し、活用することを目的としている。

徳島県では、南海トラフ地震発生直後、強い揺れや津波により、多くの道路が寸断、情報の錯綜・途絶が予想されるため、迅速かつ効率的な道路啓開を行う必要がある。このため、あらかじめ道路啓開作業の手法や実施手順等を定めておくことで、国・県・市町村・自衛隊・警察・消防・建設業者等の関係機関が認識の共有を図り、早期の道路啓開を目指すものである。

1. 4 基本的な実施手順フロー

事前の準備、発災後の被害状況把握、道路啓開作業の準備、啓開作業実施、終了までの基本的な手順を示す。

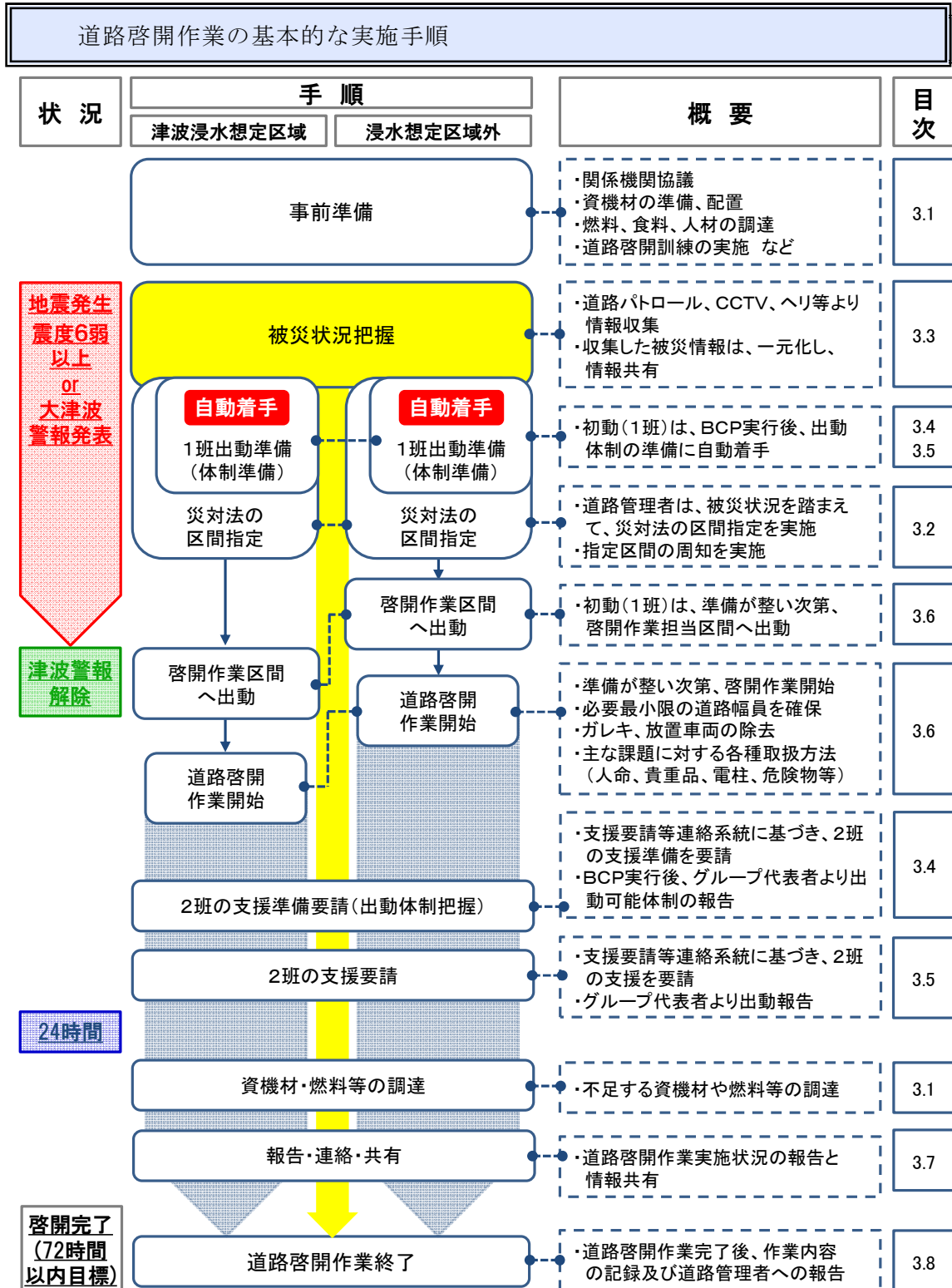


図 道路啓開作業の基本的な実施手順

2. 実施手順書の構成

2. 1 実施手順書の記載構成

実施手順書は、各項目について以下の構成で作成している。今後、実施手順書の記載内容についても、関係機関の協議を進めながら、更新を図るものとしている。

タイトル
【概要・ポイント・具体内容】 ※具体の実施内容についても記載。 ※各項目の要点を記載
【関連資料・事例等】 ※各項目に関連する資料や事例等を紹介する ※イメージについては、東日本大震災の事例写真等も参考 例として記載する ※詳細な図面、ルート、業者一覧等は巻末資料に記載
【今後の調整・協議事項】 ※上記の記載内容を進めるにあたり、事前に調整すべき課題と調整先の 関係機関、対応スケジュール等を整理して明記 ※調整結果を踏まえて、適宜内容の更新を図る ※調整・協議事項の解決後、本項目は削除される

図 手順書の基本的な記載構成

3. 道路啓開作業実施手順

3. 1 事前準備

3. 1. 1 徳島県道路啓開計画の内容把握等

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開作業に係わる全ての関係者は、南海トラフ地震発生後からの初動対応の中で、迅速かつ効率的な道路啓開作業を行えるよう、策定された「徳島県道路啓開計画」の内容を十分把握しておくものとする。
- 道路啓開担当業者は、平素より発災時の事業継続力を高める体制作り（BCP策定）などに取り組むとともに、自ら担当する啓開区間の現状把握、啓開出動要員への事前周知、啓開に必要な資機材・装備の準備、啓開訓練への参加・実施など事前準備を整えておくものとする。

3. 1. 2 関係機関との連携による体制の確保

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開作業を迅速かつ効率的に行うには、道路啓開作業時に遭遇する様々な課題（人命、貴重品、放置車両、電線、危険物等）を迅速に処理する必要がある。このため、道路啓開作業にあたっては、警察・消防・自衛隊・JAF・電気・通信事業者等の関係機関と連携・一体となった啓開作業が必要不可欠である。
- また、津波浸水区域で発生が想定される長期浸水を解消するための排水作業（ポンプ車）との摺り合わせも重要である。

【今後の調整・協議事項】

- 具体的な作業連携等
⇒迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、関係機関との作業連携について、継続して協議を行う。（関係機関の応援部隊等も含めて）

3. 1. 3 緊急通行車両等の事前届出

【概要・ポイント・具体内容】

○ 大地震等発生後の交通規制は、以下のとおり行われる。

《第一次交通規制（災害発生直後）》

災害発生直後の交通混乱を最小限に抑え、円滑な救出活動ができるように、道路交通法に基づいた現場警察官の交通規制により、

- ・被災地に向かう車両の通行禁止等による流入抑制
- ・避難車（者）の通行路の確保のための交通整理及び誘導
- ・災害応急対策活動（救助・緊急物資の運搬等）の緊急通行車両の通行確保を行う。

《第二次交通規制（第一次交通規制を実施した後に必要により実施）》

災害対策基本法に基づく公安委員会の緊急交通路の指定による車両の通行の禁止及び制限を行い、

- ・緊急通行車両及び規制除外車両の通行確保
- ・一般車両の流入、通過交通の抑制

等の交通規制を行う。

※緊急交通路とは

大規模な災害が発生した際に、災害応急対策を実施するための緊急通行車両(緊急自動車、自衛隊車両、緊急物資の運搬車両)等の通行を円滑にするため、一般車両の通行が禁止・制限される道路。

※緊急交通路を通行できる車両

緊急通行車両及び規制除外車両だけとなる。

※緊急通行車両とは

道路交通法で定める緊急自動車(パトカー、救急車等)の他、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両であって、知事又は公安委員会が発行する緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書を掲げている車両。

<出典：徳島県警察本部HP「大規模災害発生時における交通規制について」より>

※規制除外車両とは

緊急通行車両ではないが、大規模災害発生後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両又は民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両。

例：自衛隊車両、医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

《第二次交通規制（第一次交通規制を実施した後に必要により実施）》

- 災害対策基本法に基づく公安委員会の緊急交通路が区間指定された場合、知事又は公安委員会が発行する「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと、区間指定された緊急交通路を通行することができない。

「緊急通行車両」として、緊急交通路を通行する可能性がある車両については、「緊急通行車両確認申出書」により、災害発生前に確認を受け、「確認標章等」の交付を受けることができる。

※ 大規模災害発生時において、指定行政機関等（県、市町村含む）が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両(指定行政機関等と道路啓開や災害時の応急措置に関する協定を締結しており、その協定に基づき使用される車両)は、緊急通行車両として申請できる。

○緊急通行車両の申請手続きのフロー



【関連資料・事例等】

○ 緊急通行車両の標章等の災害発生前の交付について

- ・当該車両の使用や本拠の位置を管轄する公安委員会（警察本部、警察署）若しくは知事（防災担当部局等）の窓口を通じて申出を行う。
次頁の確認申出書に必要事項を記入の上、警察署か知事（防災担当部局等）に提出。
- ・確認が終了したら、P13の緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受領する。
（車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出可能。）
- ・災害時まで保管する。
（有効期間は、交付の日から5年後の日まで）
- ・緊急交通路の区間指定が解除された時点で、次回まで厳重に保管する。

<必要な提出書類>

- ・緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式第3）
- ・自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し
- ・災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類（例 防災業務計画（抜粋可）、契約書の写し、証明書類等）
- ・指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類
（例 車両リスト、証明書類等）

記 載 例

別記様式第3（第6条関係）

		令和●●年●●月●●日
※1 徳島知事・徳島県公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
※2 申出者 住 所 徳島県●●市●●町●—●		
(株) ●●建設 代表取締役社長		
氏 名 ●● ●●		
番号標に表示さ れている番号	徳島●●● ○ ●●—●● ●若しくは ※3 別添一覧表のとおり	
車両の用途（緊 急輸送を行う車 両にあっては、 輸送人員又は品名）	（車両）道路啓開作業員の輸送 ●名 （重機）道路啓開作業 （重機輸送車両）道路啓開作業用重機の輸送（バックホウ）	
活動地域	全国一円	
車両の 使用者	住所	徳島県●●市●●町●—●
	氏名又 は名称	(株) ●●建設
緊 急 連絡先	住所	徳島県●●市●●町●—● ※4 固定電話 ○○○○—▲▲▲—●●●● 携 帯 ▲▲▲—○○○○—▲▲▲▲
	氏名	●● ●●
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

※1 徳島県危機管理部局へ申出する場合は、徳島県知事と記載し、徳島県警察本部や警察署へ提出する場合は、徳島県公安委員会と記載。

※2 申出者は、車両の使用者若しくは管理責任者。

※3 別添一覧表は、任意様式で可。

※4 固定電話は、会社の電話番号で可。

○緊急通行車両確認証明書（左）、確認標章（右）

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあつ ては、輸送人員又は 品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番	
氏 名 又 は 名 称		
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

<出典：徳島県警察本部 HP「改正災対法施行令等施行後の運用」より>



緊急通行車両標章

<出典：徳島県警察本部HP「大規模災害発生時における交通規制について」より>

（全国統一様式）※県外からの支援部隊等については、出発地となる場において申請交付されること

【今後の調整・協議事項】

- 緊急交通路の区間指定

⇒徳島警察本部と道路管理者で調整を行う。

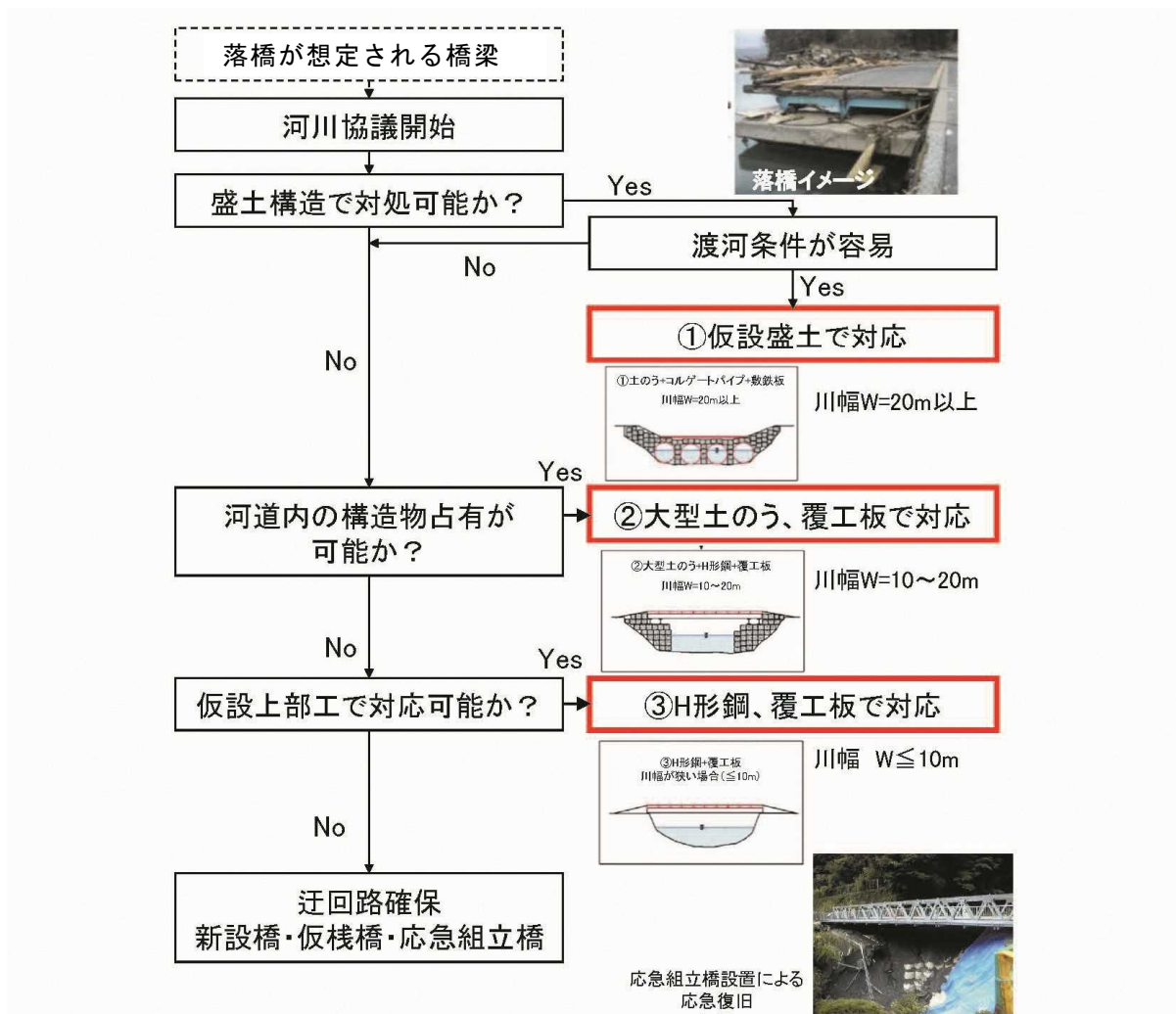
3. 1. 4 落橋に備えた河川協議の実施

【概要・ポイント・具体内容】

- 橋梁の落橋に備え、早急な応急復旧が可能となるよう、落橋が想定される橋梁については、事前に河川管理者と協議を実施する。また、落橋が想定されていない橋梁についても応急復旧が可能なように基本的な実施方針についても取り決めを行う。
- 盛土や河道内の構造物占有、仮設上部工による対応が不可能な場合は、迂回路や応急組立橋の設置等を検討する。

【関連資料・事例等】

- 落橋に備えた河川協議の手続きフロー例



< 出典：「四国広域道路啓開計画」より >

【今後の調整・協議事項】

○ 事前の河川協議

⇒河川管理者との応急復旧対策に関する協議を継続して行う。

○ 落橋が想定される橋梁の応急復旧方法の検討

⇒道路管理者にて落橋が想定される橋梁の応急復旧方法の検討を行う。

3. 1. 5 資機材の準備、配置

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路管理者は、迅速かつ効率的な道路啓開作業を行うために必要となる資機材を、予め決められた資機材保管場所に、平時から十分な量を備蓄しておく必要がある。
- レンタル可能な重機類は、可能な範囲で所在地（保管場所）を把握し、迅速に使用できる状況を整えておく必要がある。
- 備蓄した資機材、配置場所等については、道路啓開担当業者と情報共有を図る。

【関連資料・事例等】

- 道路啓開に必要な資機材事例

【バックホウ】



【照明車】



【応急橋】



【フォークリフト】



【車両簡易移動器具】



【大型土のう】



【土のう】



【投光器】



【発電発電機】



【バリケード・コーン】



【標識】



〈出典：「四国広域道路啓開計画」より〉

【今後の調整・協議事項】

- 資機材の準備・配置
⇒必要な資機材、量、配置場所等を整理した資機材配置計画を、関係機関と協議のうえ検討・作成を行う。
- レンタル可能な重機類
⇒レンタル会社と協議を行い、使用可能な重機類の保有状況や保管場所を把握する。

3. 1. 6 燃料、食料、人材の調達

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開作業を行う上で必要不可欠な、燃料、食料の調達計画を作成する。
- 調達できた燃料、食料を効率的に提供できる方法を構築する。
- 道路啓開担当業者は、平素より災害対応訓練等への積極的な参加、BCP や災害対応マニュアル等の整備等を行い、発災後に迅速に作業にかかれる準備、人材の確保を行う。
- 道路管理者及び徳島県建設業協会は、建設業の人材確保のための取組を積極的に推進する。

【燃料の確保策】

- ・ 平時からの備えとして「燃料タンクが半分になったら、満タン給油」の励行
※例：バックホウ（0.7m³ 級）の場合：燃料タンク半分で1日半（約12時間）稼働）

【関連資料・事例等】

○ 東日本大震災での状況

- ・ 東日本大震災では、震災発生後10日位は、緊急車両であっても1回の給油が10リットルに制限された。国土交通省の道路啓開に係る重機・ダンプの軽油は支給されたが、作業員が通勤するための燃料は自社での調達が必要だった。

＜出典：東日本大震災 現地レポート 東日本建設業保証株式会社より＞

- ・ 機材としては、バックホウ、ブルドーザー、ダンプ、シャベルローダー等が東日本大震災の時には多く活用された。また、それらの機械を操作する特殊作業員も大量に必要となった。

＜出典：東日本大震災 現地レポート 東日本建設業保証株式会社より＞

【今後の調整・協議事項】

- 燃料、食料の調達計画
⇒協定を締結済みの関連機関と協議・調整を行い、調達計画を検討・作成する。
- 燃料、食料の提供方法
⇒調達できた燃料、食料を効率的に提供できる方法を構築する。
- 人材の確保
⇒関係機関が連携して、建設業の人材確保のための取組を積極的に推進する。

3. 1. 7 道路啓開訓練の実施

【概要・ポイント・具体内容】

- 本計画の実効性を高めるため、実践的な訓練を通じ、道路啓開作業にかかわる全ての関係者が地震発生後に、何をどのタイミングで何に留意して行うかといった具体的な行動について習熟しておくことは非常に重要である。
- 平時から南海トラフ地震の発生を想定した各種訓練を、関係機関の連携・協力のもとに定期的実施し、現場対応力の向上を図る。
- 訓練の実施を通じて得られた知見や課題等を踏まえ、本実施手順書及び訓練の内容について必要な見直しを行う。

【関連資料・事例等】

○道路啓開実働訓練の実施

- ・ 関係機関が連携し、実践的な訓練を実施する。



出典：土佐国道事務所 啓開訓練（H27.11.19 実施）実施報告より作成

図 道路啓開実働訓練の状況

〈出典：「四国広域道路啓開計画」より〉

○道路啓開机上訓練の実施

- ・関係機関と事前に机上訓練を実施することにより、道路啓開活動時における関係機関間の連携強化を図り、より迅速で確実な道路啓開作業に繋げる。
- ・道路啓開へのニーズを共有し、各機関の支援・受援について意見交換を行う。



図 道路啓開机上訓練のイメージ

〈出典：「四国広域道路啓開計画」より〉

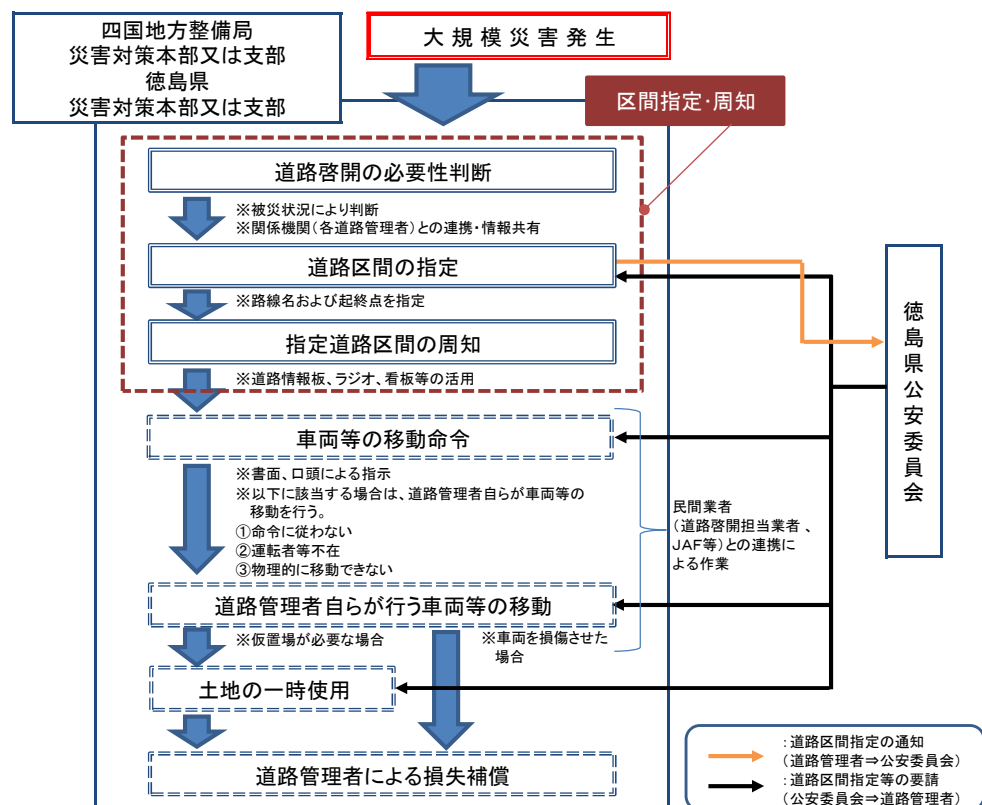
3. 2 災害対策基本法に基づく車両移動

【概要・ポイント・具体内容】

- 平成 26 年 11 月に改正された災害対策基本法では、大規模災害発生後に緊急車両の通行ルート確保のため、道路管理者による放置車両や立ち往生車両の移動が可能となった。
- 道路管理者は、大規模災害発生後、情報集約された被災情報をもとに、それぞれの管理する道路について、災害対策基本法第 7 6 条の 6 に基づき「区間の指定」を行う。
 なお、津波浸水区域等、広域的に指定する場合は、道路管理者間で連携を図り区間指定を行う。
- 指定された道路区間については、各種情報提供媒体（道路情報板、ラジオ、看板等）にて周知を行う。
- その後、区間指定された箇所において、車両移動等を行う。（車両移動の手順については、『3.6.6 放置車両の移動』参照）

3. 2. 1 災害対策基本法に基づく区間指定

○災害対策基本法に基づく区間指定フロー



【関連資料・事例等】

○ 道路管理者間・関係機関との情報共有・連携

- ・ 災害対策基本法に基づく区間指定を行う上では、予め、被災情報の連絡方法や道路啓開候補路線、区間指定の決定方法等について、関係する道路管理者で構成された協議会等により共有しておく必要がある。
- ・ 沿線の自治体等関係機関への情報提供の内容や周知方法等についても、予め決定しておく必要がある。
- ・ 必要に応じて、警察・自衛隊・消防等の関係機関の参加を求め、各関係機関との連絡手段等について事前に取り決めておくことが望ましい。

〈出典：「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（案）」

平成 26 年 11 月 国土交通省道路局」より〉

【今後の調整・協議事項】

○ 区間指定方法

⇒災害対策基本法に基づく区間指定を行う上では、予め道路啓開候補路線、区間指定の決定方法について道路管理者間で共有を図り、災害時に迅速に区間指定が行えるように準備する。

○ 指定された区間の周知方法

⇒区間指定された路線・区間の情報を、道路利用者に迅速に周知するためには、道路管理者が管理している道路情報板での情報提供、ラジオ等での情報発信や、現地での看板設置等様々な方法が考えられる。これらの運用についても、関係機関と協議の上、予め準備する。

【県庁内部通知用】

(様式 1)

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 2 2 3 号）第 7 6 条の 6 第 1 項
の規定に基づき、別紙のとり区間を（指定・廃止）する。

令和 年 月 日

徳島県県土整備部
道路整備課長

担当：徳島県県土整備部道路整備課
強靱化・安全対策担当 ○○ ○○
TEL：088-621-2549
FAX：088-621-2867

【公安委員会通知用】

(様式2)

道第 号
令和 年 月 日

徳島県公安委員会 殿

徳島県県土整備部道路整備課長
(公 印 省 略)

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく
道路区間指定について

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、別紙のとおり区間指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通知します。

担当：徳島県県土整備部道路整備課
強靱化・安全対策担当 ○○ ○○
TEL：088-621-2549
FAX：088-621-2867

【関係機関通知用】

(様式3)

道第 号
令和 年 月 日

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所
NEXCO西日本四国支社 徳島工事事務所
本州四国連絡高速道路 鳴門管理センター
徳島県東部県土整備局長
(一社) 徳島県建設業協会 殿

徳島県県土整備部道路整備課長
(公 印 省 略)

災害対策基本法に基づく区間の指定等について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、別紙の区間を（指定・廃止）するので通知する。

担当：徳島県県土整備部道路整備課
強靱化・安全対策担当 ○○ ○○
TEL：088-621-2549
FAX：088-621-2867

【指定区間周知用】

(様式 4)

資料提供			
月日（曜日）	担当課名	内線	担当者
	道路整備課	2 5 4 9	

災害対策基本法に基づく道路の区間指定について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、別紙のとおり区間を指定し、放置車両・立ち往生車両等の移動等の作業を実施します。

今回の地震発生に伴う放置車両発生に伴い、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項の規定に基づき、別紙の区間を指定します。当該区間においては、緊急車両の通行に支障となる放置車両や立ち往生等の移動作業を実施します。

記

1 日 時 令和 年 月 日 () 時 分から当面の間

2 場 所 別紙のとおり

【指定区間一覧】

別紙

徳島県管理道路 指定区間一覧

建設業協会支部	道路管理者管轄	対象区分	路線名	起点地 (施設名・交差点)	終点地 (施設名・交差点)	区間延長(km)	新規・廃止

3. 2. 2 災害対策基本法に基づく車両の移動に際して必要となる身分証明書 の事前発行と保管

【概要・ポイント・具体内容】

- 災害対策基本法に基づく車両の移動は、道路管理者や道路管理者から事前に委託を受けた民間事業者が行うこととなっている。
- 道路管理者から事前に委託を受けた民間事業者は、事前に発行された「身分証明書」を携帯し、車両の移動を行う。
- 身分証明書は、協定等に基づき事前に道路管理者が発行するものとし、発行された身分証明書は善良に保管し、緊急時に各自が携帯し出動できるように準備する。

【関連資料・事例等】

○ 身分証明書（例）

第1001-1号	身分証明書	例	表
会社名：〇〇建設株式会社			
住 所：〇〇市〇〇町〇〇			
上記のものは、「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託したものであることを証明する。			
交 付 日：令和6年〇月〇日			
有効期限：交付日より3年間			
発 行 者：道路管理者			
国土交通省 四国地方整備局長 印			
徳島県知事 印			

《注意事項》	例	裏
1. 「大規模災害時の道路啓開に関する協定」に基づき道路啓開作業を行うときは、必ずこの身分証明書を掲示して作業を実施してください。		
2. この身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することは出来ません。		
3. 平時の保管は、管理者を定め適切に行ってください。		
4. この身分証明書を紛失し、又は滅失したときは、速やかに再交付を受けてください。		
5. 「大規模災害時の道路啓開に関する協定」に基づく道路啓開担当業者の資格を喪失、又は辞退する場合は、速やかにこの身分証明書を返却してください。		

3. 3 被災状況把握・情報共有体制

【概要・ポイント・具体内容】

<被災状況の把握>

- 道路啓開担当業者は、道路啓開担当区間（進出ルートも含む）の被災状況や道路啓開の進捗状況を定期的に携帯メール等を活用して道路管理者に報告する。
- 道路管理者は、ヘリコプターや CCTV、道路パトロール等により、管内および周辺道路の被災状況を把握する。なお、大津波警報等で被災状況の把握が困難である場合についても、あらゆる手段を活用し早期にその状況の情報集約を行う。
- 四国地方整備局、徳島県、自衛隊等の各機関のヘリコプターによる状況把握結果についても、四国地方整備局にて情報集約を行う。
- リエゾン派遣による市町村道等の被災状況の情報収集もあわせて行う。

<被災状況の集約と情報共有>

- 情報収集した被災状況は、一元化し、関係機関と情報共有を行う。（通行止め区間、被災状況、道路啓開の進捗状況等）

【関連資料・事例等】

○ 被災情報の把握イメージ



<出典：「四国広域道路啓開手順書（案）」より>

○ 情報収集手段毎の内容

情報収集手段	特 徴
①ヘリ映像	各機関が所有するヘリにより、道路上の対空表示で位置を確認しながら、広範囲かつ比較的大規模な被災状況を把握する。
②CCTV	設置箇所の付近の交通流及び被災状況の確認。被災状況についてはズーム機能により 詳細状況を把握する。
③道路施設点検、道路啓開担当者、支援部隊からの報告	道路維持業者等の緊急巡回・点検に加え、道路啓開にあたる業者の担当区間や進出途中の被災状況を把握する。
④バイク隊	被災により車両の通行が困難な場合、機動性を活かし、被災情報を収集する。
⑤ドローン	ドローンにより、比較的大規模な被災状況を把握する。
⑥リエゾン	派遣先自治体の被災情報を収集する。
⑦TEC-FORCE	派遣先自治体の詳細な被災現場の情報を収集する。
⑧報道	報道機関からの被災情報を収集する。
⑨道路利用者と地域住民	道路利用者や地域住民の通報等から得られた被災情報を収集する。
⑩DiMAPS	DiMAPSに登録された被災情報を収集する。
⑪各道路管理者	NEXCO西日本、本四高速、各県等からの被災情報を収集する。
⑫関係機関	各県警、消防局、自衛隊、ライフライン機関等より被災情報を収集する。

<出典：「四国広域道路啓開手順書（案）」より>

○情報共有のイメージ

- ・道路情報提供システム
- ・通れるマップ
- ・D i M A P S
- ・徳島県災害時情報共有システム
- ・徳島県県土防災情報管理システム
- ・国土交通省四国地方整備局 F a c e b o o k
- ・徳島県公式 F a c e b o o k
- ・徳島県公式 X
- ・徳島県公式 L I N E
- ・すだちくんメール
- ・防災無線の利用

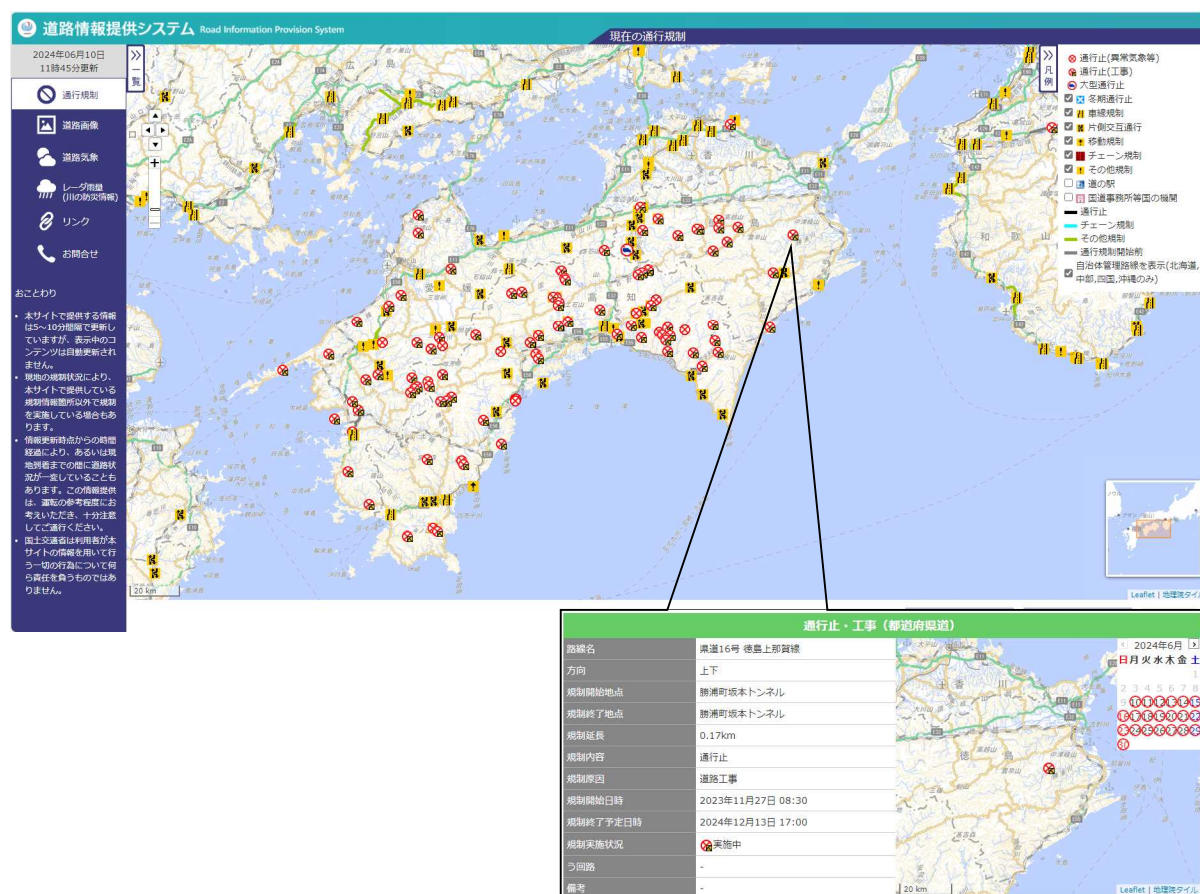


図 道路情報提供システム

※被災マップを作成した後、四国地方整備局にて被災情報を取りまとめ、通れるマップを作成し情報提供する。



図 平成26年台風12号・11号における四国とおれる道路マップの事例（広域版）



図 平成26年台風12号・11号における四国とおれる道路マップの事例（詳細版）

※国土交通省統合災害情報システム（DiMAPS）は前述する情報管理システムと連動していないため、情報を入力する必要がある。このサイトは一般公開されている。



図 DiMAPS の表示例（熊本地震事例）

※情報を重ね合わせて表示し、全部まとめて自由な大きさで見ることが可能。

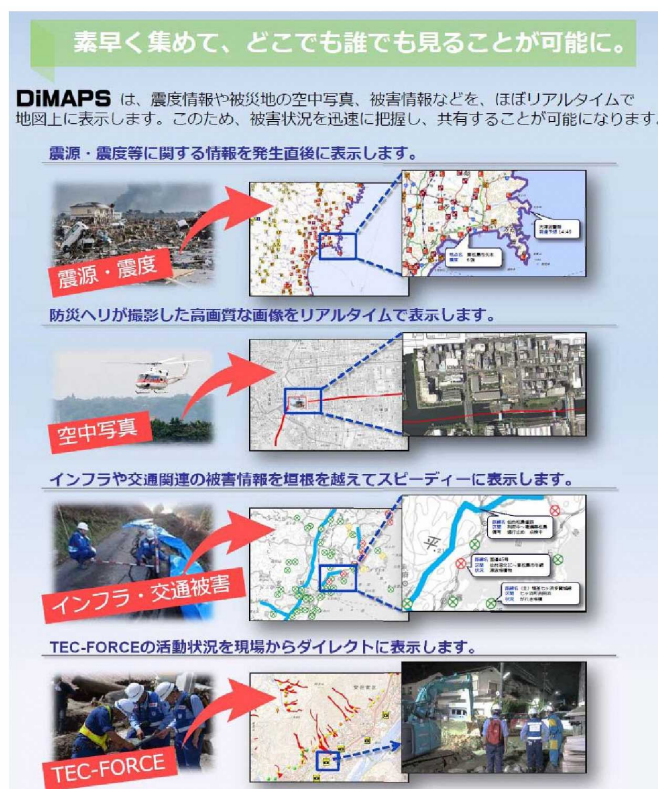


図 DiMAPS リーフレット

※徳島県災害時情報共有システムは、徳島県道路管理者、市町村関係者の入力が可能。
関係機関毎に入力項目が異なるが、閲覧は可能。（非公開サイト）

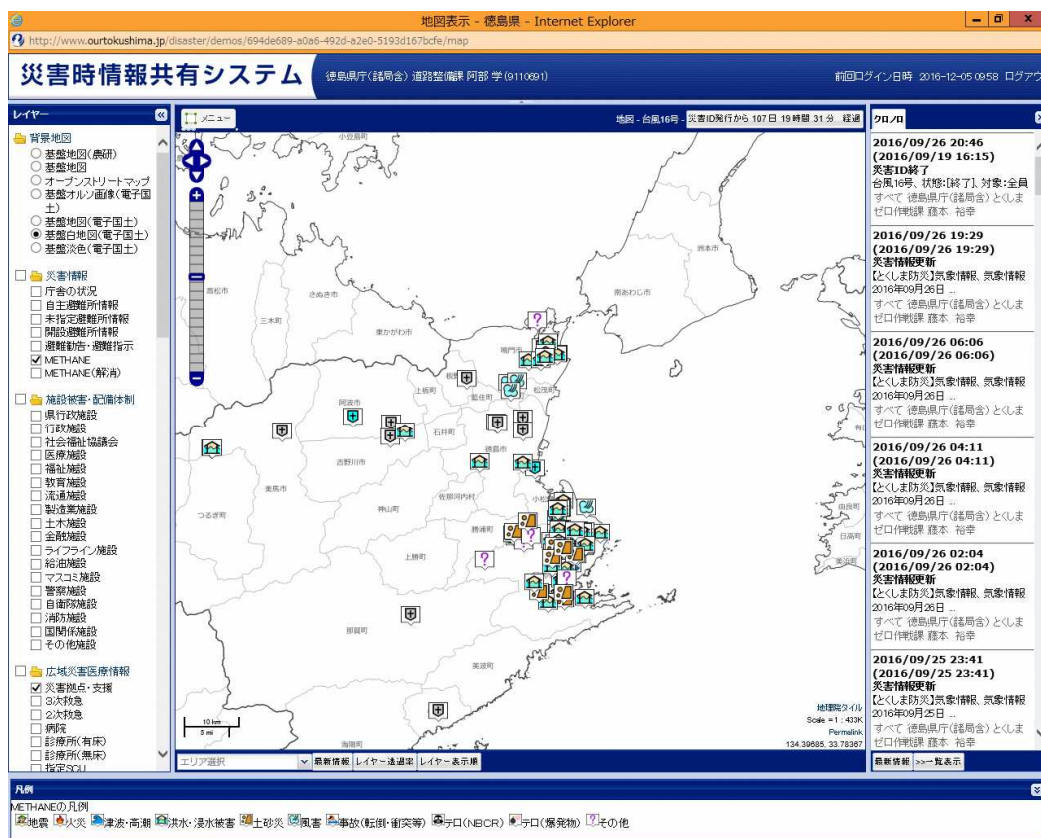


図 徳島県災害時情報共有システム

※徳島県県土防災情報管理システムは、徳島県道路管理者のみが登録可能となる。
このサイトは一般公開されている。



図 徳島県県土防災情報管理システム



図 国土交通省四国地方整備局Facebook



図 徳島県災害時の安否確認サービス（すだちくんメール）

衛星携帯電話	
業務用無線機	MCA無線 
	簡易無線 

図 補助通信機器のイメージ

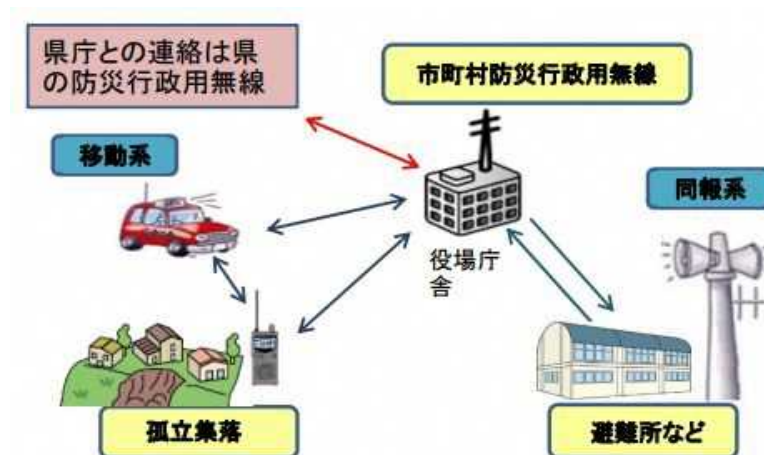


図 防災無線を利用した場合のイメージ

【今後の調整・協議事項】

○ 被災状況の収集・伝達方法

⇒道路啓開担当業者が最前線で収集した被災状況等の伝達方法の検討を行う。（携帯メール、SNSの活用等）

○ 情報共有体制

⇒収集・整理された被災状況等を迅速かつ簡易に、道路啓開担当業者まで情報共有できる方法の検討を行う。（災害情報共有システム、DiMAPS、SNS・携帯メール・メルマガの活用等）

3. 4 支援準備要請（出動可能体制の把握）

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路管理者は連携し、地震発生後直ちに被災状況等の把握を行うものとする。
- 徳島県建設業協会各支部は、必要に応じて、2 班以降の支援出動可能な道路啓開担業者、出動可能人員・資機材等を取りまとめ、支援要請等連絡系統に基づき、道路管理者へ報告を行う。
- 道路啓開担業者は、社員等の安否確認や資機材の被災状況等を把握したうえで、出動可能な人員・資機材の準備を行う。
- 支援要請等の連絡を行う際には、通信インフラが地震・津波により長時間途絶してしまうことが想定されるため、無線機や衛星電話などの複数の連絡手段を事前に構築する。また、これらの機器についても、有事の際に使用可能となるように平素より充電や使用方法の確認を行っておく。
- 支援要請等連絡系統は、P 4 を参照。

【関連資料・事例等】

○道路啓開担当業者の事前準備等

- ・社員や家族等の安否確認方法については、事前に BCP や災害対応マニュアル等を各建設業者で定めておくことが重要である。電話・メール・SNS 等の複数手段を活用し、連絡する。
- ・外部との連絡には、衛星電話や無線機等も可能な限り確保する。
- ・災害発生から 1 箇月後程度までの緊急対応計画イメージを以下に示す。

時間経過	行うべき業務と手順	備考
直後～数時間	(注：順序は例示であり、同時並行でもよい) 勤務時間中に被災した場合：	
	1. 負傷者対応、避難誘導	
	2. 初期消火、二次災害防止	
	3. 社員、来訪者の安否確認	
	4. 被害状況の調査	
	5. 施工中現場の状況確認	
	6. 災害対策本部の設置、初動連絡	
	夜間・休日に被災した場合：	
	1. 自己、家族の安全確認	
	2. 緊急参集、幹部所在確認	
	3. 被害状況の調査、二次災害の防止	
	4. 社員の参集状況、安否の確認	
	5. 施工中現場の状況確認	
	6. 災害対策本部の設置、初動連絡	
数時間～数日 (各社の目標時間によって順序・項目は変わる。以下同じ。)	(注：順序は例示であり、同時並行でもよい)	
	1. 事業継続の判断	
	2. 重要業務の実施可能時間の見積もりと実行指示	
	3. 社内の対応態勢の整備	
	4. (必要があれば) 代替業務拠点の確保	
	5. 自社施工重要物件の点検、重要顧客への支援	
	6. 必要資源の確保と取引先企業への復旧支援	
	7. 地元業界団体、同業他社等との調整	
	・ ・ ・ ・	

〈出典：「地域建設企業における「災害時事業継続の手引き」
(一般社団法人 全国建設業協会)」より

○東日本大震災での状況

- ・大規模な停電により、電話、FAX、メール、インターネット等の通信手段が長時間遮断され、社員の安否確認、発注者などとの連絡が非常に困難だった。

〈出典：東日本大震災現地レポート 東日本建設業保証株式会社より〉

- ・無線機を用意していたが、点検が不十分だったためにバッテリーが放電して充電できず無線機を使えない状況になった。

〈出典：東日本大震災現地レポート 東日本建設業保証株式会社より〉

【今後の調整・協議事項】

○ 支援要請等の連絡手段等

⇒支援要請等の連絡手段等については、事前に構築する。(連絡担当者、固定電話・携帯電話・メール・無線機・衛星電話等)

○ 支援出動体制の報告

⇒支援出動可能な道路啓開担当業者、出動可能人員・資機材等の取りまとめ報告様式等の検討を行う。

3. 5 支援要請

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路管理者は、被災状況を踏まえ、2班以降について、支援要請等連絡系統に基づき、徳島県建設業協会各支部へ道路啓開作業の支援要請を行う。
- 道路啓開担当業者の初動（1班）は、出動準備が整い次第、自動的に道路啓開作業に出動する。
- 徳島県建設業協会各支部は、2班以降について、道路啓開担当業者へ被災状況とあわせて道路啓開作業出動の指示を行う。
- 支援要請等連絡系統は、P 4を参照。

【今後の調整・協議事項】

- 支援要請等の連絡手段等
⇒支援要請等の連絡手段等については、事前に構築する。
(連絡担当者、固定電話・携帯電話・メール・無線機・衛星電話等)
- 支援出動体制の報告
⇒支援出動可能な道路啓開担当業者、出動可能人員・資機材等の取りまとめ報告様式等の検討を行う。
- 支部間連携の検討
⇒支部間の広域な連携が取れるよう検討する必要がある

3. 6 道路啓開作業の実施

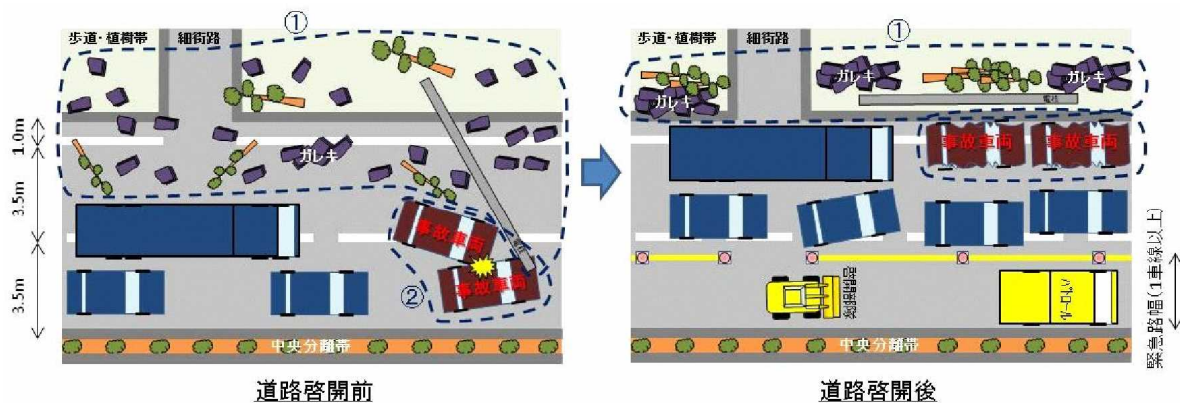
3. 6. 1 道路啓開作業の開始

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開担当業者の初動（１班）は、準備が整い次第、自動的に道路啓開作業を開始する。
- なお、津波浸水想定区域においては、津波警報解除後に道路啓開作業を開始する。
- 出動基地から啓開担当区間への進入ルートについても道路啓開作業を行いながら、進出する。
- 道路啓開作業開始における留意点を以下に示す。
 - ・ 浸水想定区域内外どちらにおいても、余震や津波等の緊急情報を携帯ラジオ等から随時入手できる体制を確保する。
 - ・ 緊急避難情報等を入手した場合に備え、事前に速やかに避難できる安全な場所を確認・確保する。
 - ・ 作業チーム内に速やかに伝達できるようにホイッスル等を携帯する。
 - ・ 使用車両は、速やかな避難ができるよう配慮しつつ作業を行う。
 - ・ 余震や津波等が発生した場合は、避難状況等を支援要請等連絡系統に基づき、各道路管理者へ報告する。なお、避難後の作業再開は、道路管理者と協議のうえ行う。
 - ・ 作業に必要なとなる装備を十分に整え、啓開作業を開始する。（安全靴（踏み抜き防止等）、絶縁保護具、検電計等）
 - ・ 道路啓開作業中に人命に関わる事態等に遭遇した場合は、人命救助を最優先する。

【関連資料・事例等】

○ 啓開作業の基本的な実施イメージ



〈出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き 平成 26 年 11 月 国土交通省 道路局〉より

○ 津波警報発令中と解除後の基本的な実施イメージ



〈出典：「四国広域道路啓開計画」より〉

○ 東日本大震災での状況

- ・東日本大震災では、大津波警報が解除されない中での道路啓開着手を決心している。（3月12日未明から着手。大津波警報解除は12日20:20、津波警報解除は13日17:58）

〈出典：災害初動期指揮心得 東北地方整備局より〉

- ・東日本大震災では、余震や津波の情報を入手してから10分以内で安全な場所に移動可能な範囲で啓開作業に当たった。

〈出典：災害初動期指揮心得 東北地方整備局より〉

- ・「（1）自衛隊や消防・警察等と相互の情報共有」「（2）携帯ラジオから随時情報を入手」「（3）作業チーム内に伝達するためのホイッスル携行」「（4）10分以内に避難出来る避難ビルや高台を常に責任者が確認」「（5）使用車両は退避方向に向けて、エンジンを切らずに停車」といった措置を行いながら作業を実施した。

〈出典：災害初動期指揮心得 東北地方整備局より〉

【今後の調整・協議事項】

○ 避難後の作業再開の判断

⇒作業再開の判断基準は、今後、検討を行う。

3. 6. 2 道路啓開作業の班編制

【概要・ポイント・具体内容】

- 一刻も早い道路啓開が求められるため、道路啓開作業の班編制は、発災時の出動可能要員や準備可能な資機材を加味し、安全が十分確保できる範囲で柔軟に対応することが重要である。

【関連資料・事例等】

○道路啓開作業における基本的な班編制の具体例

人 員：5名以上（車オペレータによる）

重機類：パトロール車、応急復旧用重機（バックホウ・ブルドーザ）、資材運搬（ユニック車・ダンプトラック）及び放置車両移動（レッカー車、ホイールローダ・フォークリフト）

〈出典：「四国広域道路啓開計画」より〉

3. 6. 3 労働災害や第三者被害への対応

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開作業は、労働災害（二次災害）や第三者被害が発生しないよう安全第一で作業にあたる。特に、津波浸水区域での作業については、緊急情報を随時入手できる体制や速やかに避難できる安全な場所を確保した上で作業を行う。
- 道路啓開作業時に“危険”と感じる事象等に遭遇した場合は、『3.6.10 主な課題に対する各種取扱方法』に基づき、専門知識・装備を有する部隊の応援を要請する。無理な作業は、絶対に行わない。
- 万一、労働災害や第三者被害が発生した場合は、作業を中断し、人命第一で対処する。現場責任者は、道路管理者、徳島県建設業協会所属支部に事故状況等について報告・連絡を行い、指示を仰ぐ。
- あやまって、道路外の物件等を損傷等させた場合は、写真等に記録し作業終了後、道路管理者に報告し、指示を仰ぐ。
- 啓開作業中においても、「事業主」が命令した場合、「労働者」には労災保険が適用される。
- また「事業主」や「一人親方」は特別加入制度がある。

【今後の調整・協議事項】

- 労働災害時の防止対策（装備等含めて）
⇒関係機関との協議により詳細な対応策の検討を行う。

3. 6. 4 幅員確保

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開は、その後の救助・救援、救出活動のため、一刻も早く緊急通行車両の通行を可能にすることが目的であり、必要最小限の 4m（有効幅員 3.0m＋両側 0.5m）を確保することを基本とする。
- なお、緊急通行車両のすれ違いを考慮し、可能な範囲で待避スペースの確保に努める。

【関連資料・事例等】

○東日本大震災での状況

- ・「道路啓開」とは、一刻も早く緊急車両のために道路を通れるようにする活動であり、1車線でも段差があっても、ガードレールがなくても、緊急車両が通ればよいのである。

〈出典：災害初動期指揮心得 東北地方整備局より〉

○東日本大震災における啓開事例



写真 東日本大震災における事例（被災・啓開後状況）

〈出典：「東北地方整備局震災伝承館」より〉

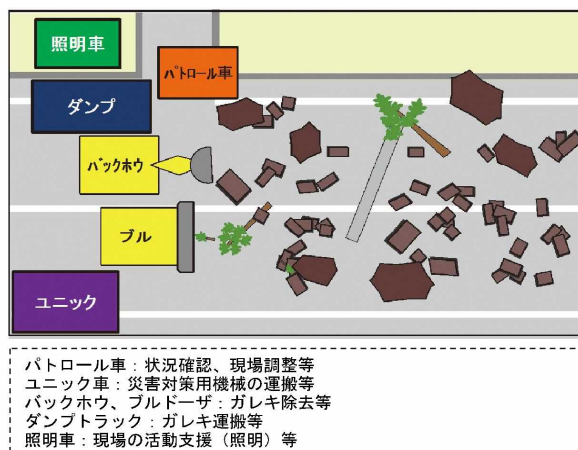
3. 6. 5 ガレキ・崩壊土砂・倒木の除去

【概要・ポイント・具体内容】

- バックホウ等でガレキを道路脇へ除去（必要に応じダンプトラックにて運搬）することで道路啓開を実施する。
- ガレキ除去にあわせて倒壊した電柱を道路脇へ除去する。特に、電柱・電線については、通電の確認等が必要である。（『3.6.10 主な課題に対する各種取扱方法』参照）
- 土砂崩壊箇所の土砂除去にあたっては、道路啓開作業や緊急通行車両等の二次災害を防止するため慎重に作業を行う。更なる崩壊が予期される場合など、危険と判断される場合は、道路管理者へ緊急点検の要請を行い、安全性の確認後に作業を進める。
- 倒木の除去にあたっては、道路啓開作業や緊急通行車両等の二次災害を防止するため慎重に作業を行う。倒木の規模が大きく、複雑に絡み合うなど、危険と判断される場合には、道路管理者へ緊急点検の要請を行い、安全性の確認後に作業を進める。

【関連資料・事例等】

- ガレキ撤去に向けた配備イメージ



〈出典：「四国広域道路啓開計画」より〉

写真 ガレキ除去訓練状況

〈出典：「大規模津波防災総合訓練」（H28.11.5 高知県）より〉

○崩壊土砂や倒木の除去に関する支援体制

<徳島県>

- ・ 大規模災害発生時における支援活動に関する協定（徳島県技術士会）
- ・ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定（徳島県測量設計協会）
- ・ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定
（四国地質調査業協会徳島県支部）
- ・ 災害発生時における支援活動に関する協定（徳島県森林組合連合会）

【今後の調整・協議事項】

- 倒木の撤去における森林組合との連携
⇒倒木の撤去については、森林組合との連携が取れるよう、連絡体制の構築や共同訓練の実施について検討を行う。

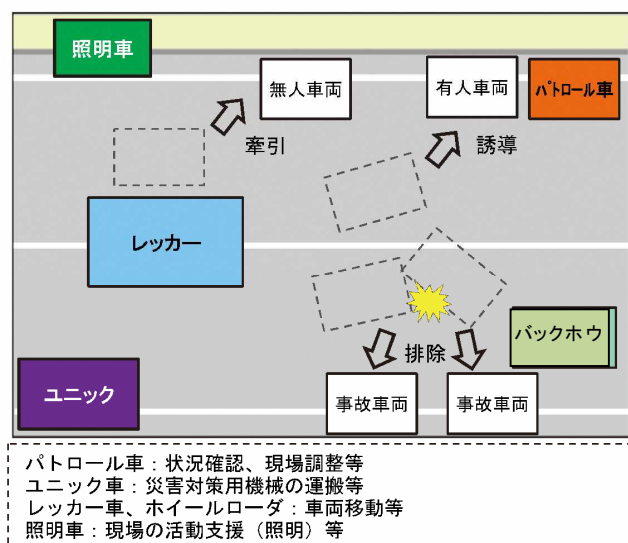
3. 6. 6 放置車両の移動

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開作業を行う際に、放置車両が多く存在するため、放置車両の移動が必要となる。
- 放置車両は、災害対策基本法第76条の6に基づき、事前に道路管理者から交付された身分証明書に基づき、道路啓開作業にあたる道路啓開担当業者が、車両移動を単独で行うことができる。
まず、車両等の移動命令を書面または口頭により行い、「①命令に従わない」、「②運転者等不在」、「③故障等で移動できない」場合は、車両等を移動する。
- 車両を移動するスペースがない場合は、現場の判断で沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に利用する。（土地の一時使用）
- 車両の移動にあたっては、ガソリンの流出、車内に生存者・遺体・貴重品が無いか確認を行い、それらが確認された場合には、関係各所への連絡等を行う。（『3.6.10 主な課題に対する各種取扱方法』参照）
- 車両の移動については、四国地方整備局と一般社団法人日本自動車連盟四国本部（以降、J A F）において「災害時における車両の移動に関する協定」が締結されており、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、J A Fが所有する範囲内での実施可能な支援を行うものとされている。
- 車両の移動については、徳島県と特定非営利活動法人全日本レッカー協会（以降、レッカー協会）において「大規模災害時における車両の移動等の協力に関する協定」を締結しており、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、レッカー協会は、車両運転者等への移動命令の伝達、車両の移動、車両の移動を行った際の記録の作成などの支援を行うものとされている。

【関連資料・事例等】

○放置車両の移動イメージ



〈出典：「四国広域道路啓開計画」より〉



写真 放置車両の移動訓練状況

〈出典：「大規模津波防災総合訓練」（H28.11.5 高知県）より〉

○道路管理者の車両移動に関する支援体制

<徳島県>

- ・「大規模災害発生時における車両の移動等の協力に関する協定」
(特定非営利活動法人 全日本レッカー協会)

【今後の調整・協議事項】

○ 車両の移動体制

⇒多くの車両を移動するために必要な重機類を確保する。

(普通車を移動させるフォークリフト車やホイールローダ等、大型車を移動させることが可能な資機材の準備が必要)

3. 6. 7 段差解消（すり付け）

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開を行う際に、車両による通行が困難な段差が発生している箇所については、段差をすり付けて解消させる処置が必要となる。
- 迅速な啓開を念頭に、土のう、碎石及び敷鉄板等で車輪通行幅（1m）の段差解消を応急対応として行う。応急復旧時にはアスファルトによるすり付けを行う。
- 段差解消（マンホール等の浮き上がり含む）を行う際の勾配については、10%未満を基本とするが、現場状況に応じて適宜実施する。
- あわせて、すり付けによる段差の注意喚起を行うため、可能な範囲で以下の対応を行う。

※擦り付けによる段差の注意喚起方法

①セーフティーコーンの設置

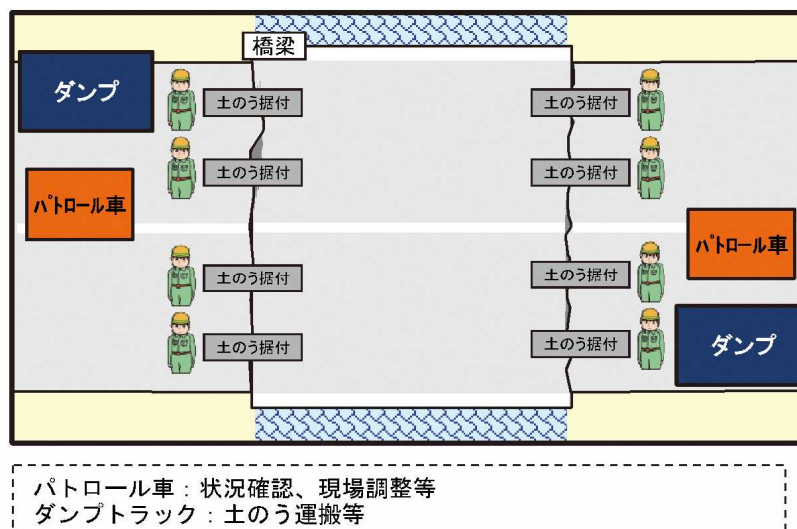
- ・ 段差区間の始点及び終点に、セーフティーコーンを配置する。

②立て看板の設置

- ・ セーフティーコーンを配置した箇所の手前に「段差あり」の立て看板を設置する。（スプレー・チョーク等による手書きも可）
- ・ 立て看板が無い場合は、赤旗、ポール、その他周辺にある物品等を活用して、運転手の注意を引くようにする。

【関連資料・事例等】

○段差解消（すり付け）の具体的な実施イメージ



〈出典：「四国広域道路啓開計画」より〉



写真 土のうによる段差解消訓練

<出典：「国交省・自衛隊 合同道路啓開訓練」（H28.9 徳島県）>

【今後の調整・協議事項】

○ 資機材の備蓄、調達

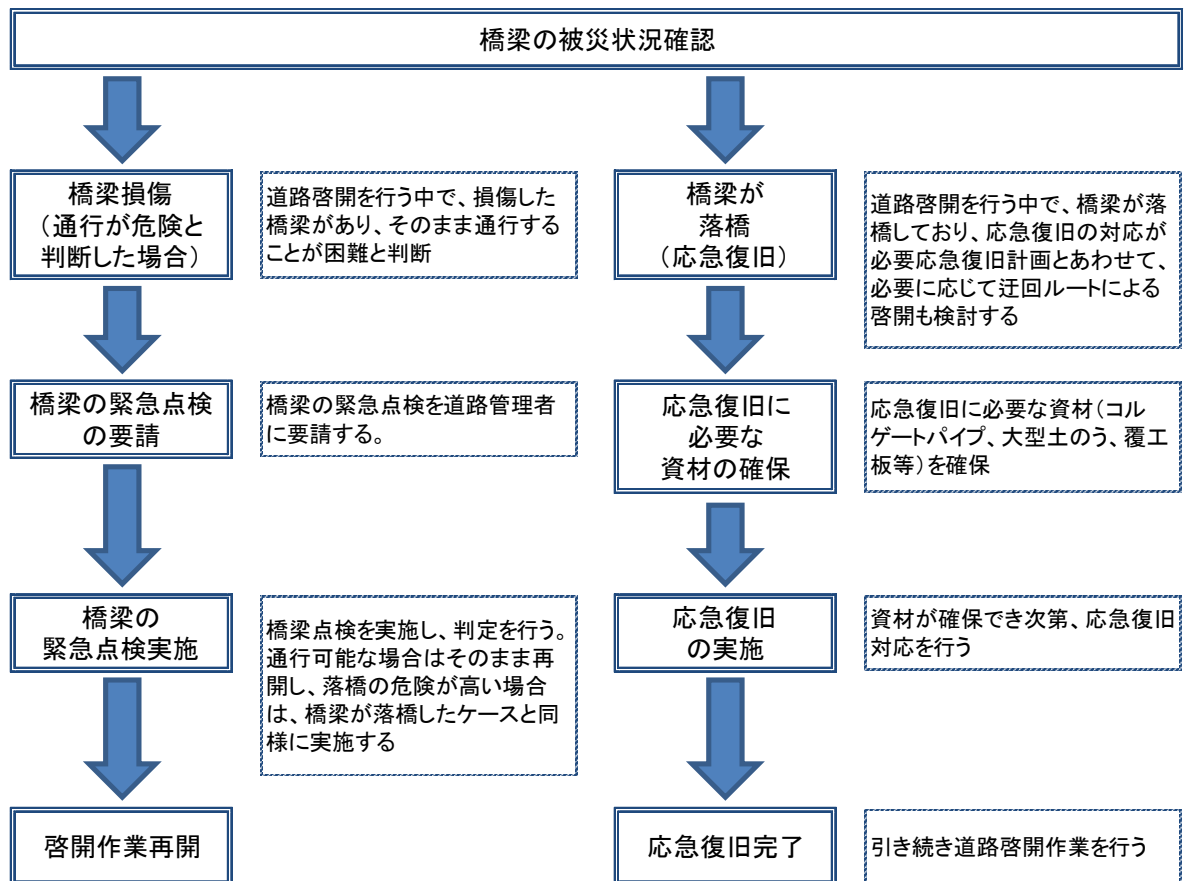
⇒土のう、砕石、鉄板等の資機材の備蓄（備蓄場所も含めて）や調達方法を事前に検討・配備する。

3. 6. 8 橋梁の緊急点検・応急復旧

【概要・ポイント・具体内容】

- 橋梁については、被災状況を確認し、地震・津波により実際に落橋している場合には、道路管理者と協議を行い、応急復旧に必要な資機材（コルゲートパイプ、大型土のう等）の手配を行う。
- 落橋していない橋梁についても目視による点検を行う。損傷等について安全性の詳細な点検を行うことが必要な場合は、道路管理者へ緊急点検の要請を行い、安全性の確認後に作業を進める。

○ 橋梁の緊急点検・応急復旧フロー



【関連資料・事例等】

○道路管理者の橋梁点検に関する支援体制

＜四国地方整備局＞

- ・「災害時における応急対策業務に関する協議書」（一社）日本橋梁建設協会四国支部
- ・「災害時における応急対策業務に関する協議書」（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部
- ・「災害時における四国地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協議書」（社）建設コンサルタンツ協会四国支部

＜徳島県＞

- ・「災害時における四国地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協議書」（社）建設コンサルタンツ協会四国支部
- ・大規模災害発生時における支援活動に関する協定(徳島県技術士会)
- ・大規模災害時における支援活動に関する協定(プレストレスト・コンクリート建設業協会)
- ・大規模災害時における支援活動に関する協定(日本橋梁建設協会)
- ・大規模災害時における応急対策業務に関する協定（一般社団法人徳島県測量設計業協会）

【今後の調整・協議事項】

- 落橋が想定される橋梁の応急復旧方法の検討
⇒道路管理者にて落橋が想定される橋梁の応急復旧方法の検討を行う。
- 応急復旧に必要な資機材の備蓄・調達
⇒応急復旧に必要な資機材の備蓄（備蓄場所も含めて）や調達方法を事前に検討・配備する。

3. 6. 9 災害廃棄物処理

【概要・ポイント・具体内容】

- 大量に発生することが予想される災害廃棄物については、道路脇等に横移動させ、早期に必要最小限の幅員を確保することを基本とし、道路啓開作業を進める。
- 道路啓開作業時に“危険”と感じる災害廃棄物を発見した場合は、『3.6.10 主な課題に対する各種取扱方法』に基づき、専門知識・装備を有する部隊の応援を要請する。無理な作業は絶対に行わない。
- 道路啓開作業完了後、可能な限り分別を行ったうえで仮置場へ搬出することとなる。（コンクリート類、金属、木くず、その他等の分別）

【関連資料・事例等】

- 道路管理者の災害廃棄物の撤去等に関する支援体制

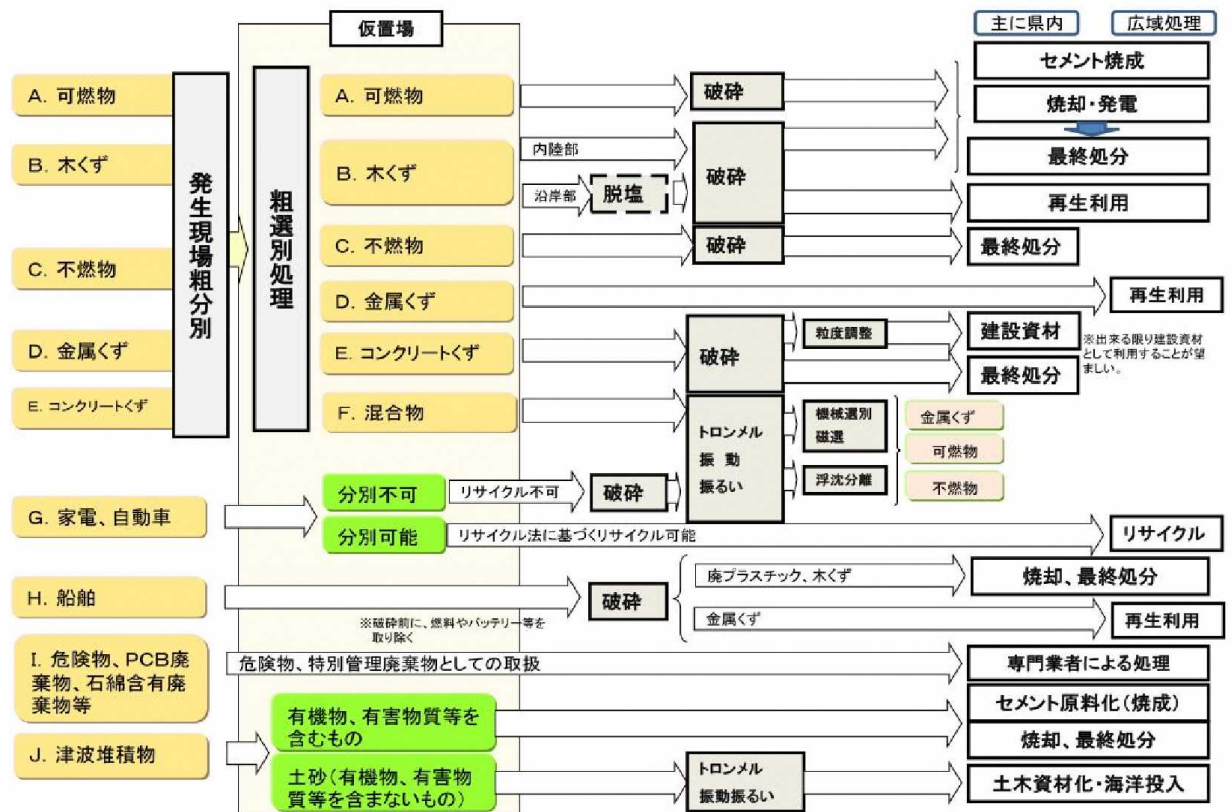
< 四国地方整備局 >

- ・「災害時における応急対策業務に関する協定書」(社)全国解体工事業団体
連合会中国・四国ブロック

< 徳島県 >

- ・「災害時における応急対策業務に関する協定書」協同組合徳島県解体工事業協会

○ 災害廃棄物等の標準的な処理フロー



〈出典：「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）平成23年5月16日」環境省〉

【今後の調整・協議事項】

- 有害廃棄物への対応
 - ⇒有害廃棄物の発生が想定される区域を事前に把握し、対処方法の検討を行う。
- 道路啓開作業完了後の災害廃棄物処理
 - ⇒運搬、分別方法、仮置場等について、関係機関と協議・調整を行う。

3. 6. 10 主な課題に対する各種取扱方法

(1) 人命

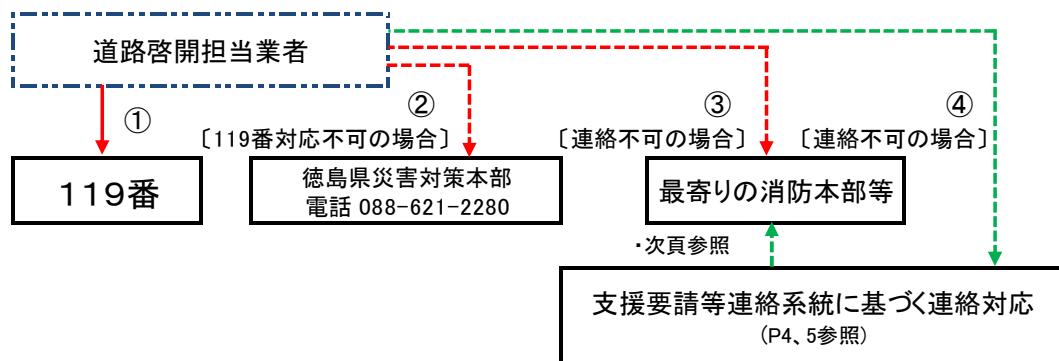
【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開作業を行う際には、ガレキに埋もれている負傷者、生死不明者、遺体に遭遇するかも知れないことを十分に留意して、慎重に作業を行う。
- 生存者又は生死不明者を発見した際には、直ちに作業を一時中断し、消防へ連絡することを基本とする。状況の報告を行い、その後の対応は消防（警察・自衛隊等の応援も含む）に委ねる。
- 遺体を発見した際には、直ちに作業を一時中断し、最寄りの警察署に連絡し、「発見場所」「発見日時」「発見者」「遺体の状態」について報告を行い、発見した状態のまま触れずにおく。

発見した遺体は毛布等で目隠しなどが行えるようにして、警察等の指示を待つものとする。

遺体の搬送については、主に警察・自衛隊等にて行う。

- 生存者又は生死不明者の処置に関する対応フロー（案）



○ 徳島県内の消防本部・署所一覧表と消防行政区画図

消防本部・署所一覧

平成27年4月1日現在

市町村組合名	消防機関の名称	郵便番号	所 在 地	加入番号
徳島市	消防局	770-0855	徳島市新蔵町1-88	088-656-1190
	東消防署	〃	〃	088-656-1195
	川内分署	771-0131	徳島市川内町大松517-2	088-665-4072
	勝占分署	770-8024	〃 西須賀町下中須29-7	088-669-3700
	津田出張所	770-8003	〃 津田本町3-1-57	088-663-4233
	西消防署	770-0044	〃 庄町1-76-3	088-631-0119
	国府出張所	779-3122	〃 国府町府中59-4	088-642-7077
鳴門市	消防本部	772-0003	鳴門市撫養町南浜字東浜170	088-685-2009
	消防署	〃	〃	088-684-1334
	大麻分署	779-0233	〃 大麻町板東字宝蔵65	088-689-1098
小松島市	消防本部	773-8501	小松島市横須町1-1	0885-32-0119
	消防署	〃	〃	0885-33-1200
阿南市	消防本部	774-0001	阿南市辰己町1-33	0884-22-1120
	消防署	〃	〃	0884-22-3847
	南出張所	774-0023	〃 橋町大浦9-1	0884-27-1574
	西出張所	774-0046	〃 長生町西方365-1	0884-23-1198
美馬市 (美馬町を除く)	消防本部	779-3601	美馬市脇町字拝原1742-1	0883-52-3061
	消防署	〃	〃	〃
	木屋平分署	777-0302	〃 木屋平字川井161	0883-68-2100
那賀町	消防本部	771-5206	那賀郡那賀町百合字石橋250	0884-62-1191
	消防署	〃	〃	0884-62-1119
	上流出張所	771-6321	〃 那賀町平谷字ツエノ下モ-1	0884-67-0119
名西消防組合 (石井町 神山町)	消防本部	779-3223	名西郡石井町高川原字高川原66-8	088-674-6788
	石井消防署	〃	〃	〃
	神山消防署	771-3310	〃 神山町神領字大埜地393-2	088-676-1199
海部消防組合 (牟岐町 美波町 海陽町)	消防本部	775-0004	海部郡牟岐町大字川長 字新光寺98-1	0884-72-0600
	海南消防署	775-0203	〃 海陽町大里字松ノ本67-1	0884-73-0999
	牟岐出張所	775-0004	〃 牟岐町大字川長 字新光寺98-1	0884-72-0999
	日和佐出張所	779-2302	〃 美波町北河内字本村279-1	0884-77-0999
板野東部消防組合 (松茂町 北島町 藍住町)	消防本部	771-0201	板野郡北島町北村字大開11-1	088-698-0119
	第1消防署	〃	〃	088-698-9904
	第2消防署	771-1262	〃 藍住町笠木字中野174-1	088-692-2424
板野西部消防組合 (板野町 上板町)	消防本部	779-0114	板野郡板野町羅漢字前田35	088-672-0198
	消防署	〃	〃	〃
徳島中央広域連合 (吉野川市 阿波町)	消防本部	776-0013	吉野川市鴨島町上下島21-1	0883-26-1190
	東消防署	〃	〃	0883-24-9919
	中消防署	771-1501	阿波市土成町秋月字月成12	088-695-2149
	西消防署	779-3403	吉野川市山川町三島30-7	0883-42-2029
美馬西部消防組合 (美馬市美馬町 つるぎ町)	消防本部	771-2106	美馬市美馬町字天神119-1	0883-63-2214
	消防署	〃	〃	〃
	一字分署	779-4302	美馬郡つるぎ町一字字赤松541-2	0883-67-2938
みよし広域連合 (三好市 東みよし町)	消防本部	771-2502	三好郡東みよし町足代345-1	0883-76-5119
	東消防署	〃	〃	0883-79-2195
	池田消防署	778-0001	三好市池田町ウエノ3122-1	0883-72-0177
	西分署	779-5304	〃 山城町引地64-1	0883-86-1119
	祖谷分署	778-0206	〃 東祖谷和田1-1	0883-88-5551

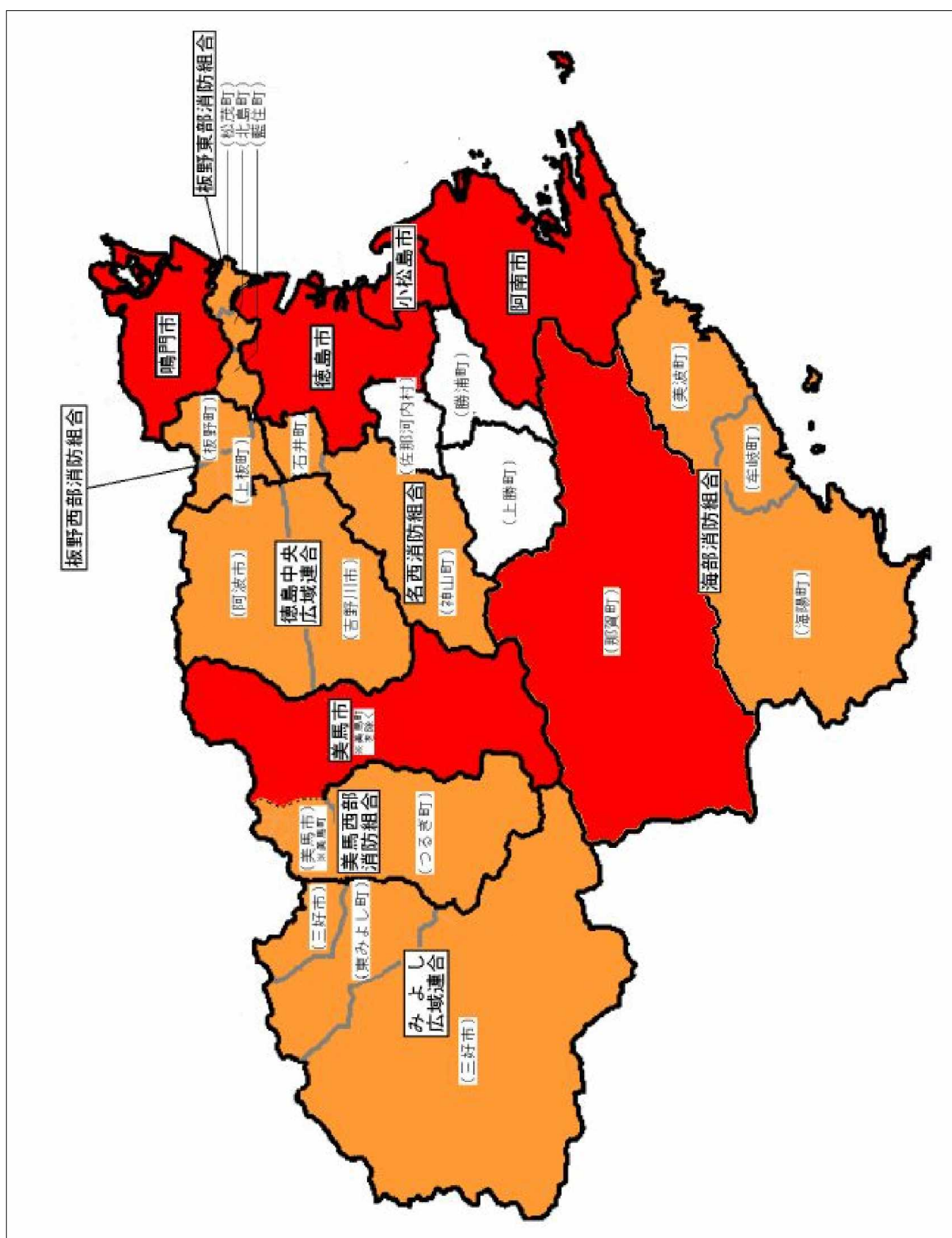
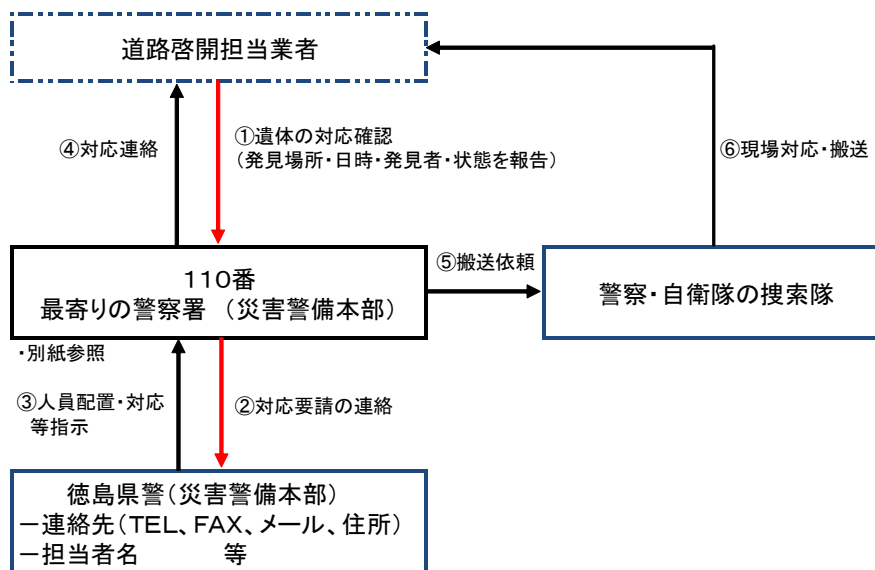


図 徳島県消防行政区画図

○ 遺体の処置に関する対応フロー



※警察に連絡が付かない場合は、支援要請等連絡系統（P 4、5 参照）に基づき、道路管理者に連絡するものとする。

○ 徳島県内の所轄警察署と管轄市町村の対応表

警察署名	電話番号	住所	管轄区域
徳島中央警察署	088-624-0110	770-0852 徳島市徳島町1丁目5-2	徳島市(徳島西署、徳島北署の管轄に属する地域を除く) 名東郡
徳島名西警察署	088-632-0110	770-0044 徳島市庄町3丁目5	徳島市佐古一番町、佐古二番町、佐古三番町、佐古四番町、佐古五番町、佐古六番町、佐古七番町、佐古八番町、南佐古一番町、南佐古二番町、南佐古三番町、南佐古四番町、南佐古五番町、南佐古六番町、南佐古七番町、南佐古八番町、北佐古一番町、北佐古二番町、佐古山町、田宮町、南田宮、北田宮、春日町、春日、南矢三町、北矢三町、南島田町、中島田町、北島田町、蔵本町、蔵本元町、南蔵本町、庄町、南庄町、鮎喰町、名東町、加茂名町、不動本町、不動東町、不動西町、不動北町、入田町、中吉野町4丁目、上助任町三本松、一宮町、下町、国府町 名西郡
石井庁舎	088-674-0110	779-3233 名西郡石井町石井字石井1339-1	
徳島板野警察署	088-698-0110	771-0204 板野郡北島町鯛浜字川久保211-1	徳島市川内町、応神町 板野郡
板野庁舎	088-672-0110	779-0105 板野郡板野町大寺字大向34-1	
鳴門警察署	088-685-0110	772-0032 鳴門市大津町吉永755-7	鳴門市
小松島警察署	0885-32-0110	773-0010 小松島市日開野町字崎田26	小松島市 勝浦郡
阿南警察署	0884-22-0110	774-0030 阿南市富岡町トノ町1-4	阿南市 那賀郡
牟岐警察署	0884-72-0110	775-0006 海部郡牟岐町大字中村字山田2-1	海部郡
阿波吉野川警察署	0883-25-6110	779-3301 吉野川市川島町川島550-1	吉野川市 阿波市
美馬警察署	0883-52-0110	779-3601 美馬市脇町字拝原1976-1	美馬市 美馬郡 三好郡東みよし町毛田1613番地から2681番地、4095番地から4773番地 三好郡東みよし町中庄2965番地から4172番地
三好警察署	0883-72-0110	778-0001 三好市池田町ウエノ3039-1	三好市 三好郡(美馬署の管轄に属する地域を除く)

【関連資料・事例等】

○ 東日本大震災での状況

- ・作業時には、まずは重機のフォークの先で前面に払ったり引っ張ったりして、災害廃棄物の中を慎重に確認しながら進んだ。

〈出典：東日本大震災現地レポート 東日本建設業保証株式会社より〉

- ・トラックでの搬送は遺族の心情にとっても良くないことであるため、霊柩車やライトバン等による搬送を行った。

〈出典：東日本大震災津波 岩手県防災機器管理監の150日 りょうせいより〉

【今後の調整・協議事項】

○ 警察、消防等との作業連携

⇒迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、警察、消防等との作業連携について、継続して協議を行う。

○ 消防との連絡方法

⇒発災直後は混線が想定され、情報伝達が適切に実施されない可能性があるため、通信方法、窓口等、対応フロー(案)を含め関係機関と継続して検討を行う。

⇒各市町村災害対策本部等との連携を行う。

(2) 貴重品等

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開作業時に貴重品を発見した際は、以下の対応を行うものとする。
 - ・貴重品を発見した際は、いつ・どこで・何を等がわかるようにしておく必要がある。
(デジカメ・携帯(GPS機能付き)等で記録を残す。)
 - ・作業中は、貴重品を一時保管しておき、作業終了後に一括して最寄りの警察署に届け出るものとする。
 - ・特異な物を発見した場合は、警察に連絡し、指示を仰ぐものとする。
 - ・貴重品の回収は、道路敷地内に限る。民地側の貴重品は存置する。
(金庫等の貴重品を民地側で発見した場合は、盗難等の可能性もあるため、警察に連絡し、指示を仰ぐものとする。)
 - ・貴重品は、個別にビニール袋に入れて保管しておくことが望ましい。
- 貴重品(遺失物)か否かの判断は、金額等の多少に関わらず、発見したもの全てを遺失物として扱うことを基本とする。

ただし、大量の遺失物の取り扱いが想定されるため、以下のいずれかに該当する物件が一部でも含まれる場合は、遺失物として取り扱うこととする。

 - ・現金
 - ・発見者が価値あると判断するもの
 - ・運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、パスポート等の身分証明書類
 - ・預貯金通帳、もしくは預貯金引出用のカード又はクレジットカード、有価証券
 - ・手帳・日記・家計簿・個人的な記録が保存されているパソコン等(個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面、又は電磁的記録)
 - ・携帯電話、住所録、電子手帳、名簿等(個人の住所又は連絡先が記録された文書、図面、又は電磁的記録)
 - ・企業の顧客リスト等(個人情報データベース等が記録された文書、図面又は電磁的記録)
 - ・名前の書いてある物、アルバム、位牌等、個人が特定できる物
- ペットなどの動物を発見した場合は、以下の保健所等に連絡を行う。

○ 徳島県内のペット等の連絡先

表 徳島県内のペット等の連絡先

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
徳島県動物愛護管理センター	〒771-3201 名西郡神山町阿野字長谷333	088-636-6122	下記以外
阿南保健所 南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎	〒774-0011 阿南市領家町野神319	0884-22-0072	阿南市、那賀郡、海部郡
美馬保健所 西部総合県民局 美馬保健所庁舎	〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1017	美馬市、美馬郡
三好保健所 西部総合県民局 三好保健所庁舎	〒778-0002 三好市池田町マチ2542番地4	0883-72-1122	三好市、三好郡

(3) 放置車両（ハイブリッド車、電気自動車等）

【概要・ポイント・具体内容】

- 近年、ハイブリッド車や電気自動車の普及が進んでいる。
- 道路啓開作業の際、放置された多くのハイブリッド車や電気自動車を移動させる必要がでてくる可能性は非常に高い。
- ハイブリッド車や電気自動車の移動については、感電事故の可能性が高いため、専門的な知識や装備を有する消防やJAF等に対応を依頼する。
(以下に理由を示す。)
 - ・ハイブリッド車や電気自動車には、高圧バッテリーが搭載されており、水没や衝撃によりバッテリーやケーブル等が破損した場合、漏電による感電事故（人体に深刻なダメージを与える可能性が高い）が発生する恐れがある。
 - ・メーカーのレスキューマニュアルに従い電気回路を遮断するには、低圧電気取扱特別教育を受講（労働安全衛生法で義務づけ）し、車両の取扱に熟知した者が行う必要がある。
 - ・絶縁保護具（絶縁手袋、保護メガネ、絶縁靴）の装備も必要。
 - ・想定している移動方法（バックホウによる吊り上げやフォークリフト 車等による移動）により、高圧ケーブル等を損傷させる可能性がある。
- ガソリン車やLPガス車においても、ガソリンの流出やガス漏れを確認した場合は、作業を一時中止し、その場を離れるとともに、消防等に対応を依頼する。

【関連資料・事例等】

- 社団法人日本自動車連盟四国本部徳島支部からの意見

＜移動作業実施時の注意点＞

車体が著しく損傷し、かつ以下に定める事象が確認される場合には作業を中断し、専門的な知識や装備を有する消防やJAF等に対応を依頼すること。

- 1)エンジンが動いている。
- 2)イグニッションキー位置がACC・ON・STARTのいずれかにある。
インジケータランプ内に「READY」ランプが点灯している場合は高圧ケーブル等に高電圧が通っている。
- 3)車体に金属性の棒等が刺さっている（貫通している）。
- 4)エアコンが作動している。
- 5)オーディオが作動している。
- 6)車両より「液体」「煙」「異臭」「音」が確認できる場合。

○ 道路管理者の車両移動に関する支援体制

<四国地方整備局>

「災害時における車両の移動に関する協定」 社団法人日本自動車連盟四国本部

<徳島県>

「災害等における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書」

社団法人日本自動車連盟四国本部徳島支部

【今後の調整・協議事項】

○ 道路啓開作業者の放置車両に対する作業範囲の拡大

⇒道路啓開作業者が取扱い可能な放置車両の適用範囲の拡大について、専門家の意見
・防災訓練等を踏まえ、検討を行う。

○ 消防やJ A F等との作業連携

⇒迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、消防、J A F等との作業連携について、継続して協議を行う。

(4) 電柱・電線類

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開作業時に、倒壊・損傷した電柱や垂れ下がった電線が啓開ルート上に存在した際は、作業を一時中断し、電気・通信事業者へ連絡を行い、対応を依頼する。

<四国電力送配電>

- 道路啓開担当業者は、通電状況を確認するため、支援要請等連絡系統に基づき、道路管理者へ確認する必要がある電柱の電柱番号・住所・損傷状況を報告する。



図 電柱番号の確認方法

- 道路啓開担当業者は、四国電力送配電からの通電遮断作業完了の連絡を受けても電柱に添架されている全ての事業者から連絡があるまで、道路啓開作業を再開しない。
- 道路管理者は、四国電力送配電への連絡フローに基づき、通電状況の確認（遮断作業の依頼）を行う。

（通電が遮断されていない場合は、四国電力送配電の遠隔操作又は送配電社員による現地作業により通電を遮断する。）

- 道路啓開担当業者は、支援要請等連絡系統に基づき、通電遮断作業の完了、撤去・切断可の連絡を受けた段階で道路啓開作業を再開する。なお、再開にあたっては、検電器により残留電気の確認を行うことが望ましい。

※検電器は四国電力送配電への確認が終了するまでは使用しない。

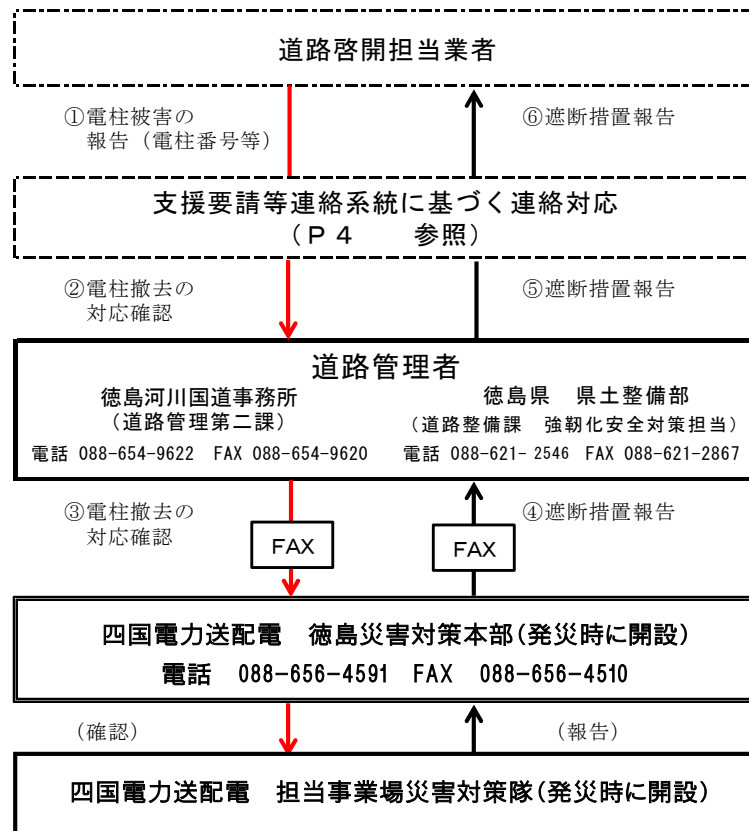
- 電柱・電線の撤去にあたっては、隣接する倒壊していない電柱を倒さないよう配慮する。
- 撤去した電柱は、道路脇に集約し寄せておく。また、電線は、可能な範囲で長めに切断し、道路脇に束ねて寄せておく。
- 電柱・電線以外の四国電力送配電所有の設備（鉄塔、送電線、通信線）がある場合も、四国電力送配電に確認して作業の可否を確認する。

<NTT>

- 前述する電柱番号確認時に、NTTの電柱番号があった場合は、通信回線が添架されているため、道路啓開担当業者は、NTTへの連絡フローに基づき、現地状況を報告し、回線切断の可否の判断を仰ぐ。
- 四国電力送配電の電柱に添架されている通信回線は、切断可能との判断を受けても、電力線の通電遮断作業が完了しないかぎり、作業は再開しない。
- 電力線の通電遮断作業完了の連絡を受けた段階で道路啓開作業を再開する。なお、再開にあたっては、検電器により残留電気の確認を行うことが望ましい。※検電器は四国電力送配電への確認が終了するまでは使用しない。
- 撤去した電柱は、道路脇に集約し寄せておく。また、電線は、可能な範囲で長めに切断し、道路脇に束ねて寄せておく。

【四国電力送配電】

○ 連絡フロー



【四国電力送配電】

○ 電力設備処理確認 F A X 連絡表



道路啓開作業に伴う配電線等の電力設備処理確認 F A X 連絡表（四国電力送配電への通電状況の確認）

送信日時： 月 日 時 分							返信日時： 月 日 時 分				
No	電柱番号 (不明時は隣接の電柱)	現場住所	道路名 (国道 ○号)	現場状況	支部 庁舎	現場対応者 連絡先	四国電力回答内容				備考
							担当 事業場	配電線	通信線 (四電用)	その他	
例	アノカミ 8S1	鳴門市瀬戸町	〇〇	電柱折損倒壊	〇〇	〇〇 〇〇 XXX-XXXX-XXXX		停電中撤去 可	切断撤去 可	なし	
1	市町村により同じ電柱番号が存在するため、市町村名を記載下さい。										
2	返信時の記入例										
3											
4											
5											

【N T T】

○ 連絡フロー

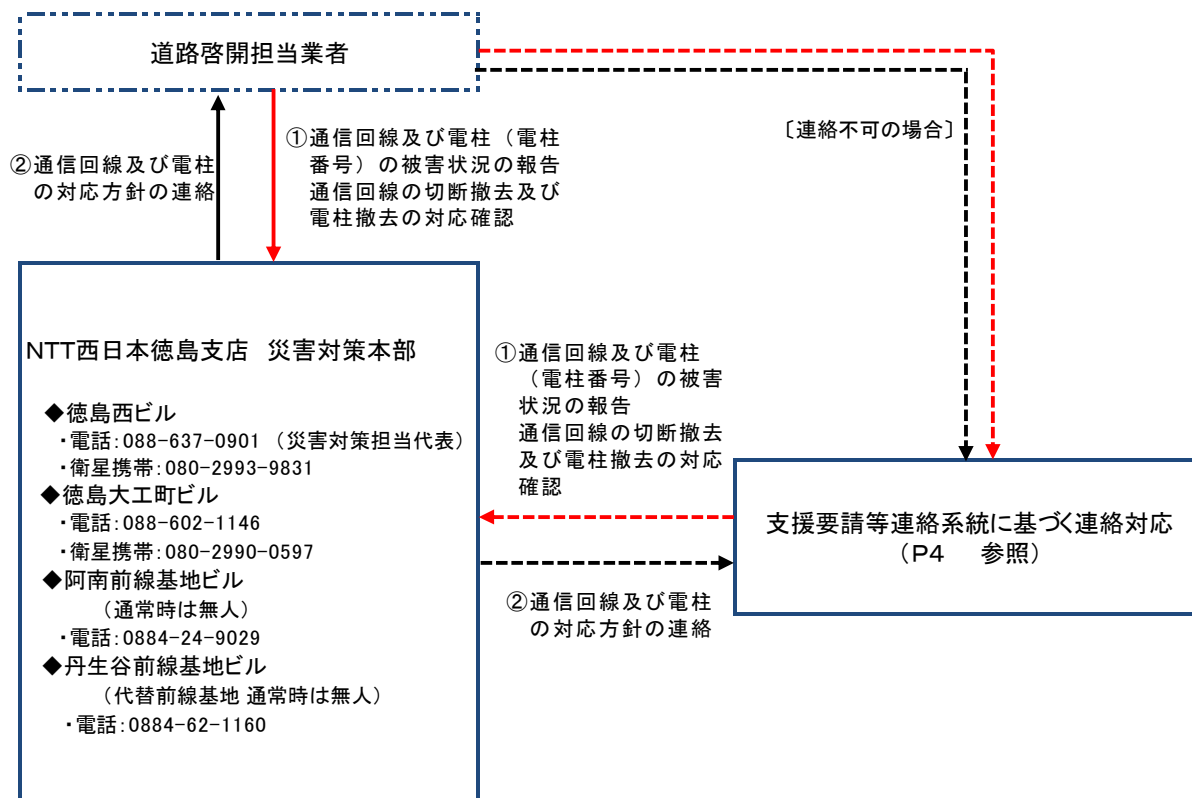




写真 電柱の破損事例

<出典：神戸市より>

【参考】一般的に使用されている検電器



【今後の調整・協議事項】

- 四国電力送配電やN T T等との作業連携
⇒迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、四国電力送配電、N T T等との作業連携について、継続して協議を行う。
- 装備品の具体的内容
⇒労働災害防止に向け、具体的な装備品や作業内容について、関係機関と継続して検討を行う。

(5) ガス・水道

【概要・ポイント・具体内容】

<ガス>

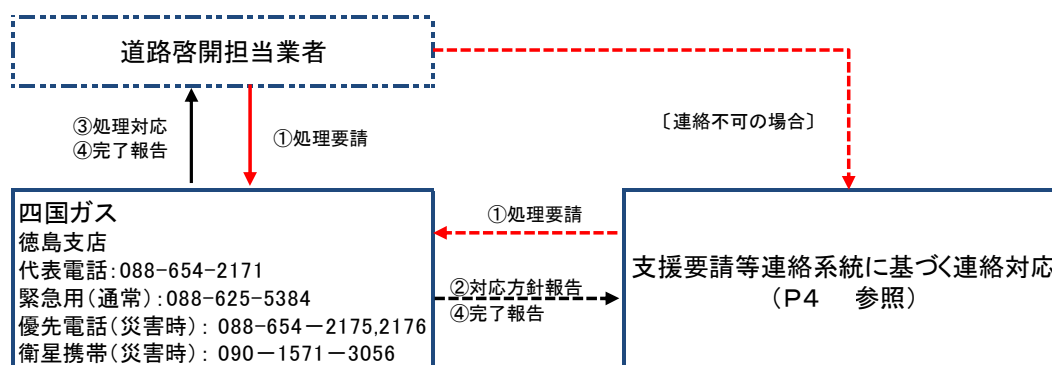
- 道路啓開作業時に、ガス漏れを確認した場合は、作業を一時中断し、連絡フローに基づき、ガス会社へ連絡を行い、対応を依頼する。
- 都市ガス供給区域内については、基本、四国ガスへ連絡することとし、区域外については、徳島県エルピーガス協会に連絡する。
- 都市ガス供給区域内については、四国ガス職員による安全確認後に、作業を再開する。
- プロパンガス（ガスボンベ）が原因の場合は、ガスが抜けきるまで一旦退避し、ガスの異臭がなくなった段階で作業を再開する。
- ガスボンベはバルブを締めて道路脇に寄せておくこと。ガスボンベの回収は、徳島県エルピーガス協会が対応する。

<水道>

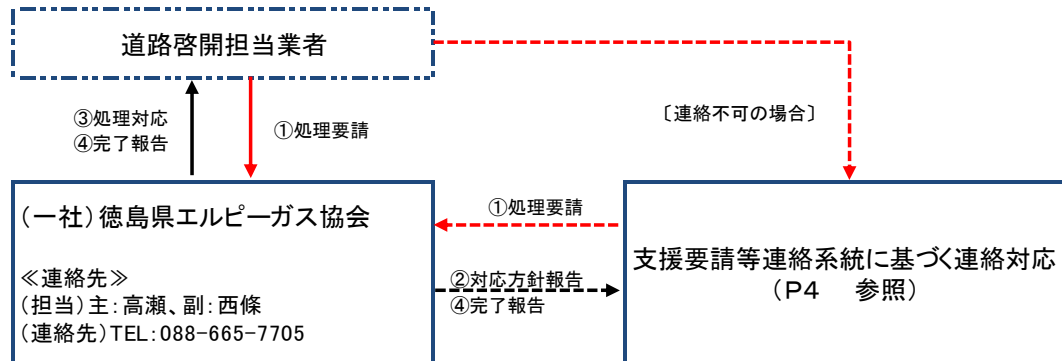
- 道路啓開作業時に、水道管の異常を確認した場合は、作業を一時中断し、連絡フローに基づき、水道事業者へ連絡を行い、対応を依頼する。
- 水道管の異常が、道路啓開作業に影響（安全性が確認された場合）をおよぼす可能性が無いと判断した場合は、作業を再開する。
- 水道事業者と連絡が取れず、人命救助の観点から迅速な対応が必要な場合は、通水していないことが明らかな場合に限り、支障となる水道管を撤去（切断）できるものとするが、水道管の応急処置後は早急に事業者へ報告するものとする。

○ ガス関連の処理に関する連絡フロー

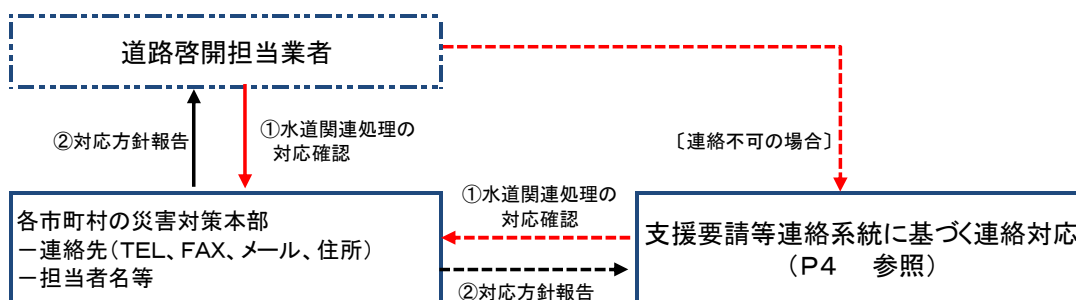
<都市ガス供給区域内での異常時>



＜都市ガス供給区域外(プロパンガス)での異常時＞



○ 水道関連の処理に関する連絡フロー



○ 徳島県内の市町村水道担当課一覧表

市町村名	課 名	電 話	F A X	郵便番号	住 所
徳 島 市	水道局	088-623-2090	088-623-1027	770-0847	徳島市幸町2丁目5
鳴 門 市	企業局	088-685-3330	088-685-3347	772-0011	鳴門市撫養町大桑島字津岩浜35-9
小 松 島 市	水道課	0885-32-6188	0885-35-0547	773-0012	小松島市田浦町字中西103番
阿 南 市	水道部	0884-22-0587	0884-23-6073	774-0030	阿南市富岡町トノ町12-3
吉 野 川 市	水道部	0883-22-2259	0883-22-2254	776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115-1
阿 波 市	水道課	0883-36-5100	0883-36-5140	771-1695	阿波市市場町切幡字古田201-1
美 馬 市	水道部	0883-63-2236	0883-55-2178	771-2106	美馬市美馬町字大宮西48-2
三 好 市	水道課	0883-72-7626	0883-72-7202	778-8501	三好市池田町字シンマチ1500-2
勝 浦 町	上下水道課	0885-42-2512	0885-42-3028	771-4395	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
上 勝 町	建設課	0885-46-0111	0885-46-0323	771-4501	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1
佐 那 河 内 村	産業環境課	088-679-2115	088679-2125	771-4101	名東郡佐那河内村下字中辺71-1
石 井 町	水道課	088-674-1141	088-674-9141	779-3223	名西郡石井町高川原字高川原2111-4
神 山 町	建設課	088-676-1514	088-676-1100	771-3395	名西郡神山町神領字本野間100
那 賀 町	環境課	0884-62-1192	0884-64-1004	771-5295	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
牟 岐 町	水道課	0884-72-0152	0884-72-0885	775-0004	海部郡牟岐町大字川長字関45
美 波 町	水道課	0884-77-0210	0884-77-0248	779-2306	海部郡美波町西河内字丹前355-4
海 陽 町	上下水道課	0884-76-1514	0884-76-3686	775-0595	海部郡海陽町穴喰浦字穴喰362番地
松 茂 町	上下水道課	088-699-8716	088-699-2141	771-0295	板野郡松茂町広島字東裏30
北 島 町	水道課	088-698-9810	088-698-0461	771-0285	板野郡北島町中村字上地23-1
藍 住 町	水道課	088-637-3131	088-637-3157	771-1292	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
板 野 町	水道課	088-672-6004	088-672-2533	779-0192	板野郡板野町吹田字町南22-2
上 板 町	水道課	088-694-6817	088-637-6075	771-1392	板野郡上板町七條字経塚42
つ る ぎ 町	水道課	088-62-3111	0883-55-1051	779-4195	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
東 み よ し 町	環境課	0883-79-5343	0883-79-3235	771-2595	三好郡東みよし町昼間3673-1

○ 徳島県の水道所管 担当課・保健所一覧表

保健所名等	課 名	電 話	F A X	郵 便 番 号	住 所
危機管理環境部 消費者くらし安全局	安 全 衛 生 課	088-621-2265	088-621-2848	770-8570	徳島市万代町1丁目1
東 部 保 健 福 祉 局 (徳島保健所庁舎)	環境試験検査 担 当	088-602-8901	088-652-9334	770-0855	徳島市新蔵町3丁目80
東 部 保 健 福 祉 局 (吉野川保健所庁舎)	生活衛生担当	0883-24-1114	0883-22-1760	776-0010	吉野川市鴨島町字鴨島106-2
南 部 総 合 県 民 局 (阿 南 庁 舎)	生活衛生担当	0884-28-9870	0884-22-6404	774-0011	阿南市領家町野神319
南 部 総 合 県 民 局 (美 波 庁 舎)	生活衛生担当	0884-74-7343	0884-74-7365	779-2305	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1
西 部 総 合 県 民 局 (美馬保健所庁舎)	生活衛生担当	0883-52-1011	0883-53-9446	777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23
西 部 総 合 県 民 局 (三好保健所庁舎)	生活衛生担当	0883-72-1121	0883-72-6884	778-0002	三好市池田町字マチ2542-4

【今後の調整・協議事項】

○ ガス会社や水道事業者との作業連携

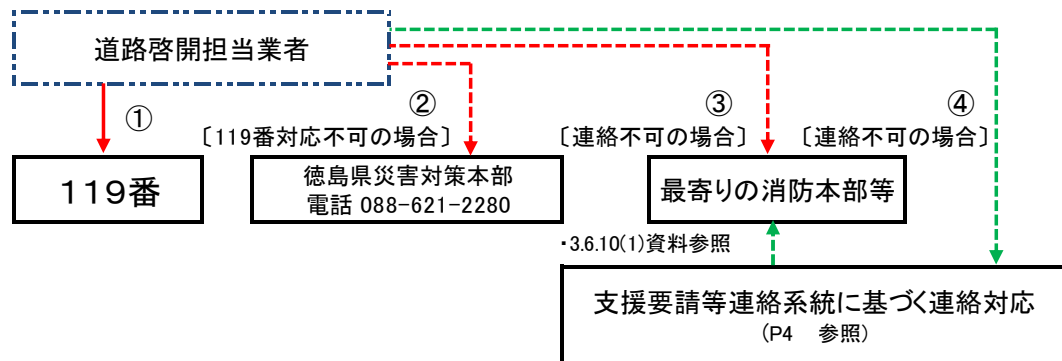
⇒迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、ガス会社や水道事業者との作業連携について、継続して協議を行う。

(6) 危険物

【概要・ポイント・具体内容】

- 津波浸水区域（特に工場周辺）での道路啓開作業時、危険物（劇薬等）や危険物と思われるものを発見した場合は、躊躇することなく作業を一時中断し、一旦退避するとともに消防へ連絡し、状況の報告、その後の対応は消防に委ねる。

○ 危険物の処置に関する対応フロー（案）



【今後の調整・協議事項】

- 関係機関との作業連携
⇒迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、消防や自衛隊との作業連携について対応フロー(案)を含め、継続して協議を行う。
- 危険物の事前調査
⇒津波浸水区域内の工場等、危険物を使用・備蓄等している区域を事前に把握し、対処方法等の検討を行う。

3. 7 報告・連絡・共有

【概要・ポイント・具体内容】

- 道路啓開作業の進捗状況を全体で共有するためには、各区間の状況、今後の予定等を日々定期的（17：00 を想定）に報告・連絡する。
- 報告・連絡の方法は、支援要請等連絡系統に基づき行う。
- 道路管理者は、進捗状況やその他関係機関からの情報を取りまとめ、「3. 3 被災状況把握・情報共有体制」に基づき、関係機関へ情報提供を行う。

【今後の調整・協議事項】

- 日々の報告・連絡・共有方法について検討を行う。

3. 8 道路啓開作業の終了

【概要・ポイント・具体内容】

- 作業内容の記録は、各作業の支払いの根拠となることから、作業終了後、作業区間、作業人員、作業時間、使用した資機材の規格・数量、各作業の代表写真等を随時記録し、各道路管理者に報告が出来るように整理しておくこと。

4. おわりに

実施手順書は、南海トラフ地震発生後の混乱期の中で、迅速かつ効率的な道路啓開作業を行うにあたり、必要となる手法や実施手順を取りまとめ、道路啓開作業に関わる関係者全員が事前に内容把握するとともに、実際の現場で活用することを目的としたものである。

今後、道路啓開作業の確実な実効性を確保するため、現時点で未整理の課題等について、引き続き関係機関と協議・検討を行うものとする。また、定期的な訓練を関係機関の連携・協力のもと行い、各プロセスにおける課題を抽出・整理するとともに、新たな見知を積極的に取り入れることにより、本実施手順書のスパイラルアップを図っていくものとする。